

第68期

定時株主総会招集ご通知

■ 日時 ■

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始時間 午前9時15分）

■ 場所 ■

株式会社メニコン
Menicon Theater Aoi Bldg. 内
メニコン シアターAoi
名古屋市中区葵三丁目21番19号

■ 決議事項 ■

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 当社子会社取締役（国内居住者）に対するストック・オプション付与の件
- 第3号議案 当社子会社取締役及び当社子会社従業員（国内非居住者）に対するストック・オプション付与の件

■ 議決権行使期限 ■

2025年6月25日（水曜日）午後5時40分まで

企業理念（企業スローガン・経営理念）

企業スローガン

より良い視力の提供を通じて、広く社会に貢献する。

経営理念

価値観

Values

何もないところから、新たな価値を生み出すという、誰もやっていないことに、果敢に挑戦すること。

創造 Creation 独創 Originality 挑戦 Challenge

私たちはどんな企業でありたいか

Mission

メニコングループは、コンタクトレンズで培った技術と人で、社会に役立つ商品やサービスを世界に提供し続ける創造型スペシャリスト企業であること。

私たちが実現する夢（単なる夢で終わらせない夢）

Vision

すべてのステークホルダーから尊敬され愛される企業の頂点、No.1になる。

【ステークホルダーに対するMission】

▶エンドユーザーに対して

パイオニアカンパニーとして、優れた技術で見る喜びと生きる喜びの提供により顧客満足度を高め、すべての顧客から永く『エンドユーザー』として利用し続けたい企業と思われること。

▶社員に対して

人間尊重カンパニーとして、自己実現できる生きがいある就労環境の整備により従業員満足度を高め、すべての従業員から『ファミリー』として働き続けたい企業と思われること。

▶株主に対して

道徳尊重カンパニーとして、遵法精神を貫き、健全な業績により株主満足度を高め、すべての株主から永く『サポーター』として応援し続けたい企業と思われること。

▶業界関係者に対して

リーダーカンパニーとして、業界発展への積極的な寄与により外部研究者、得意先や取引先などの共同者満足度を高め、すべての業界関係者から永く『パートナー』として関わり続けたい企業と思われること。

▶社会に対して

地球市民として、すべての生命や環境、すべての文化や歴史に敬意を払い、すべての市民の満足度を高め、すべての尊い命から永遠に『良き隣人』と思われ続ける企業であること。

企業理念（サステナビリティ方針・Vision2030）

メニコン サステナビリティ方針

<目指す姿>健康で心豊かな社会の実現

メニコングループは、社会に役立つ商品やサービスを世界に提供し続けることをMissionとして掲げています。

このMissionを長期的に実現するためにも、地球環境や社会との調和が欠かせません。

メニコングループは事業を通じて、地球環境や社会の課題に対する新しい価値を創造し、社会の発展に貢献します。

1. 人・社会・地球環境の調和を図り、社会に役立つ商品とサービスの提供を通じて、持続可能な社会の実現を目指します。
2. すべての生命と地球環境に配慮し、これらの保護・保全に向けて積極的に行動します。
3. 各国や地域の文化と歴史に敬意を払い、豊かな生活と社会の発展に貢献します。
4. 社員の個性を尊重し、自己実現できる就労環境の整備により、人財の育成に取り組みます。
5. 国内外の法令をはじめとする社会ルールを遵守し、企業倫理を常に向上させ、持続可能な事業活動を行います。
6. ステークホルダーと広く深くコミュニケーションを行うことにより、社会から愛される企業を目指します。

Vision2030

Vision2030スローガン

新しい「みる」を世界に New Vision of Miru for the World

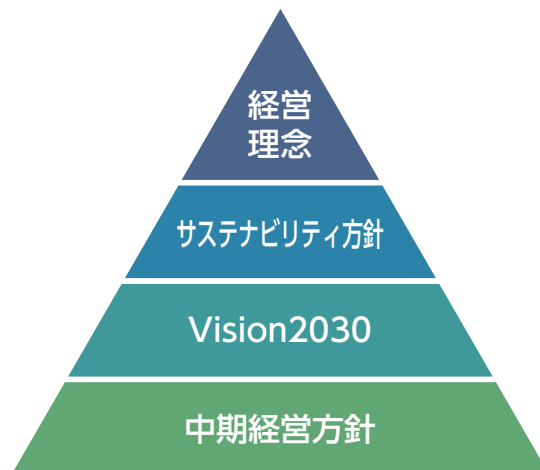
「みる」とは、五感を通じて楽しみや喜びを感じて共感し合うこと。

メニコングループは、より豊かで、笑顔あふれる日々の実現に向け、様々な境遇やライフステージに適した「みる」を提案し続けます。

コンタクトレンズ&ケア用品を中心としたビジョンケア事業に加え、ヘルスケア（医療・健康）やライフケア（生活・文化・環境）の領域にも果敢に挑戦をしていきます。

グローバルでの社会貢献と地球環境に配慮した企業活動を通じて、世界中の人々から必要な企業と思われ続けます。

全ての人々が幸せや豊かさを実感できるように、
新しい「みる」を世界に



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりメニコングループに格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。2025年3月末日をもってCEOを退任した田中英成に代わり、この4月1日より代表執行役社長CEOに就任した川浦でございます。創業者 田中恭一が築き上げた創造・独創・挑戦の精神を受け継ぎ、これからのメニコングループの経営を統括してまいります。

2025年3月期は、世界における国家間の紛争や環境・エネルギー問題等に未だ改善の道筋が見えない一方、日本国内でも物価上昇や労働力人口の減少等、様々な問題が山積しています。しかしこうした不安定な状況にありながら、2025年3月期における当社業績につきましては、おかげさまで増収増益を達成することができました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であると、改めて御礼申し上げます。

2025年3月期におきましては、国内ではメルスプランや販売用レンズ・ケア用品の価格改定を実施いたしました。昨今の調達コストや物流費の高騰等による影響を適切に価格へ反映することで、健全な利益体質への改善を図ってまいります。また、国内外のサプライチェーンの強化や欧米・アジアにおける販路の拡大を進めている他、2026年3月期下半期には、メニコングループで最大規模となるマレーシア工場の稼働を予定しており、今後の世界的な市場拡大が見込まれる、1日使い捨てコンタクトレンズの製造に向けた準備を進めています。

私たちは、これら製造・物流・販売機能のグローバル化を通じ、世界的な近視人口の増加やその低年齢化という健康課題に取り組み、目指す姿として掲げる「1 DAYグローバルトッププレーヤー」及び「オルソケラトロジー関連のリーディングカンパニー」の実現に邁進してまいります。

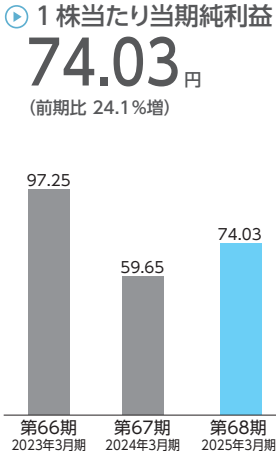
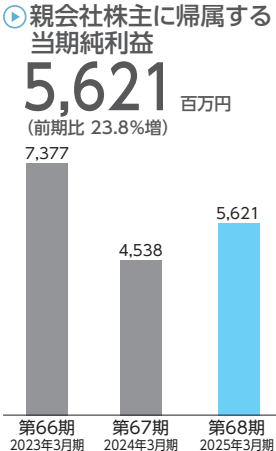
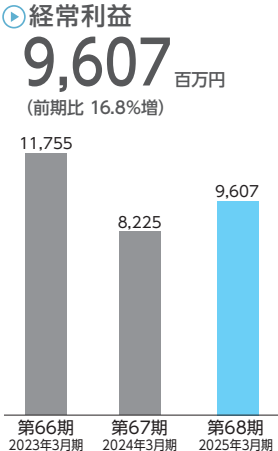
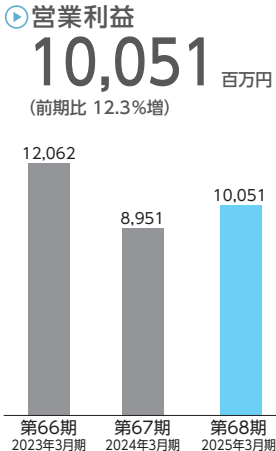
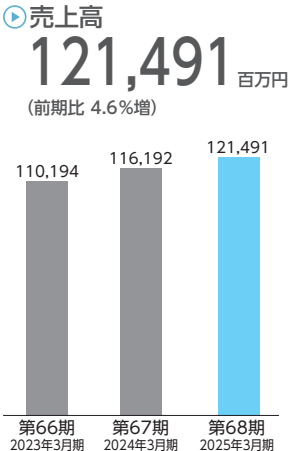
最後になりますが、メニコングループはこれからも、「より良い視力の提供を通じて、広く社会に貢献する。」という企業スローガンの下、様々な境遇やライフステージに適した「みる」の提案に向け、グループ一丸となり全力で取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表執行役社長CEO 川浦 康嗣

Profile 1969年生まれ。1992年早稲田大学法学部卒業、同年入社。2010年にMenicon Singapore Pte.Ltd.社長、2013年に株式会社メニコン執行役に就任し、マーケティングや商品開発部門の責任者を経て、2023年4月より代表執行役社長COO、2025年4月より代表執行役社長CEOに就任し、現在に至る。

連結業績ハイライト



トピックス

● 今後のグローバル化に向けた製造・物流・販売体制の強化

メニコングループの更なるグローバル化に向け、製造・物流・販売体制の強化を進めています。

製造面においては、国内外の工場における生産ラインの増強に加え、メニコングループで最大規模となるマレーシア工場の稼働（2026年3月期下期）に向けた準備を進めています。また物流面においては、物流に特化したグループ会社としてMenicon SC GmbHをドイツに、国内ではグローバルロジスティクスセンターを関東に設立するなど、サプライチェーンの強化を進めてまいりました。更に、シンガポールに本社を構えるコンタクトレンズの製造・販売会社（Oculus Pte Ltd.）より、シンガポール・マレーシア・インドネシアの販売会社3社の株式を100%取得し、また中国の使い捨てコンタクトレンズ市場で高いシェアを誇る視客社と販売パートナーシップを締結するなど、販売面の強化も進めてまいりました。

これらグローバルにおける製造・物流・販売体制の強化を通じ、世界的な近視人口の増加やその低年齢化という健康課題への対応を進めるとともに、各地域でバランスの取れた成長を目指し、グローバル市場におけるメニコングループのプレゼンスを高めてまいります。



マレーシア工場



Menicon SC GmbH

● 環境配慮型コンタクトレンズ流通に向けた当社の取り組みについて

プラスチックは私たちの生活を豊かにする一方で、大量生産・大量廃棄による地球環境や生態系への影響が指摘されています。2024年6月には、特定の製造業に対し再生材の使用量の目標設定や、実績報告義務化の方針が発表される中、持続的な経済発展の観点から、資源循環に対する社会的要求が高まっています。

2024年4月に東北大学に設置した「メニコン×東北大学 みる未来のための共創研究所」では、理想のコンタクトレンズ材料の設計に加えて、内閣府が主導する戦略的イノベーションプログラム（SiP）に参画し、レンズの製造・流通に使用するプラスチックの再生、すなわち資源循環研究を進めています。

そこで当社は、2024年10月からメニコングループ販売店「Miru」を中心に使用済みコンタクトレンズケースの回収を行う「1Caseプロジェクト」を開始し、自動車用再生材の研究に取り組んでいます。

サステナビリティ方針の1つとして「地球環境の負荷低減」を掲げる当社は、資源循環を促進してまいります。



販売店設置の
回収ボックス



株 主 各 位

証券コード7780
2025年6月9日
名古屋市中区葵三丁目21番19号
株式会社メニコン
取締役会議長 滝 野 喜 之

第68期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第68期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.menicon.co.jp/company/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名「メニコン」又は証券コード「7780」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



株主様におかれましては、次頁のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

【株主総会資料の電子提供制度の施行による発送物について】

次回以降の株主総会において株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）の書面での送付を希望される株主様におかれましては、基準日（3月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求の行使方法等につきましては、当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行又はお取引証券会社までお問い合わせください。

【展示のご案内】

事業の取り組みについての展示を予定しております。この機会に是非ご覧いただきたくご案内申し上げます。

【ご来場される株主様へ】

当日の議事進行につきましては日本語で行います。なお、手話通訳者及び英語通訳者が待機しております。ご希望の方は当日、会場受付にてお申し出ください。

1 日 時	2025年6月26日（木曜日） 午前10時（受付開始時間 午前9時15分）
2 場 所	名古屋市中区葵三丁目21番19号 株式会社メニコン Menicon Theater Aoi Bldg.内 メニコン シアターAoi
3 目的事項 報告事項	第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類、 計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 議 案	第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 当社子会社取締役（国内居住者）に対するストック・オプション付与 の件 第3号議案 当社子会社取締役及び当社子会社従業員（国内非居住者）に対するス tock・オプション付与の件
	以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出ください。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社の規定に基づき、下記の事項を記載しております。
 ．事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 ．連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 ．計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 地球温暖化防止に向けた省エネルギー化及び節電への取り組みとして、当社の役員及び係員がポロシャツ（当社夏季社服）のクールビズスタイルにて開催させていただく予定です。
- 当社は全社を挙げての禁煙活動に取り組んでおります。当日は会場周辺に喫煙場所がございません。是非共、この禁煙活動にご理解を賜り、禁煙にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産は実施しておりません。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

【 株主総会ライブ配信のご案内 】

株主総会当日にご自宅等からでも参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。また、配信内容をAIで文字起こしを行い、ライブ配信画面にテキスト表示いたします。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

1. 配信日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

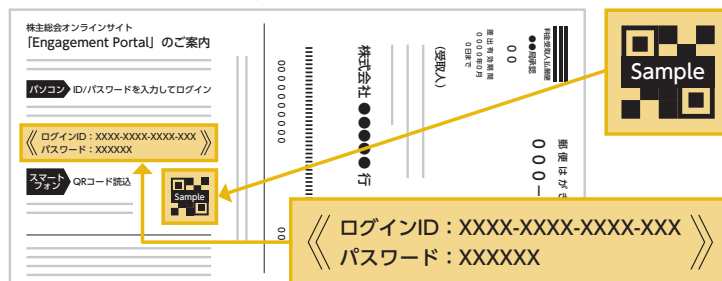
※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

※天変地異等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイトによりご案内させていただきます。

2. 視聴方法

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」

同封の議決権行使書の《裏面》をご参照の上、ログインください。



■ スマートフォン、タブレットからのアクセス方法

議決権行使書裏面のQRコード（※）を読み取ってください。

ログインID・パスワードの入力は不要です。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

■ パソコンからのアクセス方法

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

ログイン画面に議決権行使書裏面にあるログインIDとパスワードを入力し、利用規約をご確認の上、「ログイン」ボタンをクリックしてください。



※システムメンテナンスのため、毎日午前2時から午前5時まで及び日曜日・月曜日の午前0時から午前5時までにつきましては、本サイトをご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

ログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

3. ライブ配信のご留意事項

- ・インターネット参加によるライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期間にご留意いただいた上で、議決権行使書の郵送又はインターネットにて行使をお願いいたします。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ・本サイトの推奨環境は以下のとおりです。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

(注) 上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により正常に動作しない場合がございます。

【 事前のご質問受付のご案内 】

株主様から、事前にご質問をお受けいたしまして、株主の皆様からのご関心が高い事項については株主総会当日に回答し、その内容を後日ウェブサイトに掲載いたします。

1. 株主総会オンラインサイトにログイン後（前頁ご参照）、画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックし、表示されたURLをクリックしてください。
2. お名前、株主番号、ご質問内容を入力した後、「送信」ボタンをクリックしてください。

● お申込み期限

- ・ 2025年6月19日（木曜日）午後5時40分まで

ログインや本サイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社「Engagement Portal」サポート専用ダイヤル

電 話 **0120-676-808** （通話料無料）

受付時間 土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで、但し株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(但し、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要となっております。

[illegible]

同封の議決権行使書副票
(右側)に記載された
「ログイン用 QR コード」を
読み取りいただくことで、
ログインいただけます。

議決権行使書副票(右側)



パソコンの場合 ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする
<https://evote.tr.mufig.jp/>
- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

[illegible]

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 4桁 4桁 5 「ログイン」をクリック

パスワード または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

第1号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものがあります。当社は指名委員会等設置会社であります。取締役、社外取締役の選出にあたっては役割に応じた能力、経験等を考慮し、企業の社会的価値の増大及びコーポレート・ガバナンスの向上の観点から選考するものとします。また、その選任につきましては、指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て株主総会にて選任します。なお、取締役会はその過半数を独立性・中立性のある社外取締役とします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	在任年数 (本総会終結時)	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	新任 かわうら こうじ 川浦 康嗣	—	代表執行役社長、最高経営責任者 CEO	—
2	再任 たきの よしゆき 滝野 喜之	7年	取締役、取締役会議長、監査委員、指名委員	17回／17回 (100%)
3	新任 しのだ ひろき 篠田 浩樹	—	—	—
4	再任 ほりにし よしみ 社外 独立 堀西 良美	9年	取締役、報酬委員会委員長、監査委員	17回／17回 (100%)
5	再任 わたなべ しんご 社外 独立 渡辺 眞吾	7年	取締役、監査委員	17回／17回 (100%)
6	再任 ほんだ りゅうたろう 社外 独立 本多 立太郎	6年	取締役、指名委員会委員長、報酬委員	17回／17回 (100%)
7	再任 やながわ かつひこ 社外 独立 柳川 勝彦	4年	取締役、監査委員、指名委員	17回／17回 (100%)
8	再任 てらさき ひろこ 社外 独立 寺崎 浩子	1年	取締役、監査委員	14回／14回 (100%)

- (注) 1. 堀西良美氏の戸籍上の氏名は、雄山良美であります。
2. 寺崎浩子氏の取締役会への出席状況につきましては、2024年6月26日の就任以降に開催されたものを対象としております。

株主総会参考書類

候補者
番号

1

かわうら
川浦

こうじ
康嗣

生年月日 1969年3月9日（満56歳）
取締役会への出席状況 —

取締役在任期間 —
所有する当社株式の数 64,000株

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年3月 当社入社
2007年4月 当社MD準備室長
2007年8月 当社シンガポールR&Dセンター長
2010年11月 Menicon Singapore Pte.LTD.社長
2013年4月 当社執行役エリア&プロダクトマーケティング戦略室長
2015年4月 当社執行役ブランド戦略室長
2016年4月 当社執行役商品開発本部長
2017年4月 当社執行役生産開発統括本部長
2023年4月 当社代表執行役兼生産開発統括本部長
2024年4月 当社代表執行役
現在に至る

<担当>
最高経営責任者 CEO

取締役候補者とした理由

川浦康嗣氏は、2023年より当社代表執行役に就任、現在は最高経営責任者CEOとしてグループ経営統括管理を進めております。海外子会社社長、商品開発、マーケティング、プロダクト戦略統括における実績と経験を有し、強いリーダーシップを発揮し、業務執行体制を構築、機動的な経営を推進することで企業価値の向上と持続的成長に貢献しております。これらの実績、見識から執行役兼務の取締役としての役割、責務を果たすための資質を備えていると判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

2

たきの
滝野

よしゆき
喜之

生年月日 1961年9月8日（満63歳）
取締役会への出席状況 17回／17回（100%）

取締役在任期間 7年（本総会終結時）
所有する当社株式の数 35,100株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月 当社入社
2010年4月 当社経営管理室経理部長
2015年4月 当社経営管理副室長
2016年4月 当社執行役 経営管理室長
2017年4月 当社執行役 経営統括本部経営管理室長
2018年4月 当社経営統括本部経営顧問
2018年6月 当社取締役
現在に至る

<担当>
取締役会議長、監査委員、指名委員

取締役候補者とした理由

滝野喜之氏は、2018年より取締役として取締役会議長、指名委員、監査委員に就任しております。財務経理全般に関する高い見識を有しており、当社グループ経営管理体制の構築を進め企業価値の向上に寄与しております。これまでに培われた豊富な経験と見識から取締役としてその役割、責務を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としております。

株主総会参考書類

候補者
番号

3

しのだ
ひろき
篠田 浩樹

生年月日 1964年3月12日（満61歳）
取締役会への出席状況 ー

取締役在任期間 ー
所有する当社株式の数 65,000株

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3月 当社入社
2006年 4月 当社関東営業部長
2008年 4月 当社東日本営業部長
2011年 4月 当社関東営業部長
2012年 4月 当社特販東ブロック部長
2013年 4月 当社執行役 国内営業本部長
2015年 4月 当社執行役 国内第2営業本部長
2018年 4月 当社執行役 国内営業統括本部長
2025年 4月 当社経営顧問
現在に至る

取締役候補者とした理由

篠田浩樹氏は、当社執行役国内営業統括本部長としてBtoB・BtoC事業の拡大、マーケティング戦略の推進に実績があり国内営業体制の構築、販売力強化により当社グループの業績向上に貢献しております。これまでに培われた豊富な経験と見識から取締役としてその役割、責務を果たすための資質を備えていると判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

4

ほりにし
よしみ
堀西 良美

生年月日 1968年1月31日（満57歳）
取締役会への出席状況 17回／17回（100%）

取締役在任期間 9年（本総会終結時）
所有する当社株式の数 0株

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4月 弁護士登録
2000年 4月 名古屋弁護士会入会
2004年12月 旭川弁護士会入会
2007年 4月 愛知県弁護士会（旧 名古屋弁護士会）再入会
2009年11月 堀西経営法律事務所開設 所長
2014年 4月 名古屋市建築紛争調停委員会委員
2014年10月 名古屋簡易裁判所民事調停官
2016年 6月 当社取締役
2024年 3月 ホシザキ株式会社 監査等委員社外取締役
現在に至る

<担当>

報酬委員会委員長、監査委員

<重要な兼職の状況>

堀西経営法律事務所 所長、ホシザキ株式会社 監査等委員社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性について

堀西良美氏は、2016年より当社社外取締役として監査委員、報酬委員会委員長を歴任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。弁護士として法務全般への幅広い経験と高い見識を有しており、これらの実績と豊富な見識・経験から、客観的に経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。堀西経営法律事務所と当社グループとの取引関係はありません。

株主総会参考書類

候補者
番号

5

わたなべ
渡辺

しんご
眞吾

生年月日 1956年8月3日（満68歳）
取締役会への出席状況 17回／17回（100％）

取締役在任期間 7年（本総会終結時）
所有する当社株式の数 0株

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計事務所入社
1984年10月 公認会計士登録
1987年10月 アーンスト・アンド・ヤング デュッセルドルフ事務所
1990年9月 アーンスト・アンド・ヤング チューリッヒ事務所
1995年7月 アーンスト・アンド・ヤング ロンドン事務所
1998年8月 新日本監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）名古屋事務所
2017年6月 新日本有限責任監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）退職
2017年7月 渡辺眞吾公認会計士事務所開設 所長
2018年6月 当社取締役
現在に至る

<担当>

監査委員

<重要な兼職の状況>

渡辺眞吾公認会計士事務所 所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性について

渡辺眞吾氏は、2018年より当社社外取締役として監査委員に就任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。公認会計士として海外における豊富な経験により、国際会計に詳しく、財務経理全般に高い見識を有しており、これらの実績と豊富な見識・経験から、客観的に経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。渡辺眞吾公認会計士事務所と当社グループとの取引関係はありません。

候補者
番号

6

ほんだ
本多

りゅうたろう
立太郎

生年月日 1946年6月3日（満79歳）
取締役会への出席状況 17回／17回（100％）

取締役在任期間 6年（本総会終結時）
所有する当社株式の数 12,000株

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月 株式会社愛知音楽FM放送入社
1996年6月 株式会社エフエム愛知 取締役編成局長
1998年6月 株式会社エフエム愛知 常務取締役
2004年6月 株式会社エフエム愛知 代表取締役社長
2009年6月 株式会社中日日本マルチメディア放送 代表取締役社長（兼職）
2017年6月 株式会社エフエム愛知 取締役会長
2019年6月 株式会社エフエム愛知 取締役会長退任
2019年6月 当社取締役
現在に至る

<担当>

指名委員会委員長、報酬委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性について

本多立太郎氏は、2019年より当社社外取締役として監査委員、指名委員会委員長、報酬委員を歴任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。メディア業界における幅広い見識を有し会社経営者としても実績を有しております。これらの実績と豊富な見識・経験から、客観的に経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

株主総会参考書類

候補者
番号

7

やながわ
柳川

かつひこ
勝彦

生年月日 1955年12月19日（満69歳）
取締役会への出席状況 17回／17回（100％）

取締役在任期間 4年（本総会終結時）
所有する当社株式の数 0株

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 富士ゼロックス株式会社入社
2005年 4月 富士ゼロックス中国 Vice President, Marketing（上海）
2006年 4月 富士ゼロックス台湾 代表取締役会長兼社長（台北）
2007年 7月 富士ゼロックス株式会社 執行役員 アジアパシフィック営業本部長（シンガポール）
2008年 4月 富士ゼロックスアジアパシフィックPresident&CEO（シンガポール）
2009年 6月 富士ゼロックス株式会社 取締役 常務執行役員 アジア・中国事業担当
2012年 6月 富士ゼロックス株式会社 取締役 常務執行役員 アジア・中国事業、本社全般管掌
2014年 6月 富士ゼロックス株式会社 取締役 専務執行役員 本社全般管掌
2017年 6月 富士ゼロックス株式会社退職
2021年 6月 当社取締役
現在に至る

<担当>
監査委員、指名委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性について

柳川勝彦氏は、2021年より当社社外取締役として監査委員、指名委員に就任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。グローバルに展開する企業の経営者として経営に関する高い見識と監督能力を有しており、特にアジア・中国における経営、マーケティングに対する豊富な見識・経験を生かし独立した客観的な立場から当社経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。
同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

候補者
番号

8

てらさき
寺崎

ひろこ
浩子

生年月日 1954年8月1日（満70歳）
取締役会への出席状況 14回／14回（100％）

取締役在任期間 1年（本総会終結時）
所有する当社株式の数 0株

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 名古屋大学医学部眼科入局
1991年 7月 名古屋大学医学部 講師
1997年 4月 ハーバード大学Schepens眼研究所客員研究員（併任）
1999年10月 名古屋大学大学院医学研究科 教授（感覚器障害制御学）
2005年 7月 名古屋大学大学院医学系研究科 教授（眼科学分野）
2011年 4月 名古屋大学 総長補佐（兼任：財務担当）
2013年 4月 名古屋大学 医学部長補佐（兼任：男女共同参画、産学連携担当）
2020年 3月 名古屋大学 医学部長補佐退任
2020年 4月 名古屋大学 名誉教授
2020年 4月 名古屋大学 未来社会創造機構特任教授
2024年 6月 当社取締役
現在に至る

<担当>
監査委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性について

寺崎浩子氏は、2024年より当社社外取締役として監査委員に就任しており、当社の経営に適切な助言・監督をいただいております。医学博士、日本眼科学会専門医・指導医であり医師、研究者として眼科医学分野における実績を有しており、多様な学会の理事長として学術研究の発展に貢献しております。これらの実績と豊富な見識・経験から、客観的に経営の監督を遂行いただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。
同氏は、東京証券取引所が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社と滝野喜之、堀西良美、渡辺眞吾、本多立太郎、柳川勝彦及び寺崎浩子の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、篠田浩樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
3. 当社は、全ての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 堀西良美、渡辺眞吾、本多立太郎、柳川勝彦及び寺崎浩子の各氏は社外取締役候補者であります。なお、堀西良美、渡辺眞吾、本多立太郎、柳川勝彦及び寺崎浩子の各氏は東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考>

取締役候補者の多様性

当社取締役会は専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成することとしています。
取締役候補者 8 名についての専門知識や経験等のバックグラウンドは以下のとおりです。

候補者 番号	名 前	経営全般	グローバル 経験	営業 マーケティング	製造 研究開発	法律	財務会計	学術
1	川浦 康嗣	○	○					
2	滝野 喜之	○			○		○	
3	篠田 浩樹	○		○				
4	堀西 良美 社 外					○		
5	渡辺 眞吾 社 外		○				○	
6	本多 立太郎 社 外	○						
7	柳川 勝彦 社 外	○	○					
8	寺崎 浩子 社 外				○			○

第2号議案 当社子会社取締役（国内居住者）に対するストック・オプション付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役（国内居住者。当社執行役又は従業員が兼務している場合を除く。）に対し、次の要領により、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、付与対象者が、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役又は当社子会社従業員のいずれかの地位にある間は新株予約権を行使できないものとします（行使の条件の詳細は、2.（7）をご参照願います）。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社子会社の取締役（国内居住者。当社執行役又は当社従業員が兼務している者を除く。）に対してストック・オプション（新株予約権）を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の割当てを受ける者

当社子会社取締役（国内居住者）

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式22,000株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（3）新株予約権の総数

220個を上限とする。

（4）新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

2026年3月31日から2076年3月30日まで（以下「権利行使期間」という。）とする。但し、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）取締役又は当社子会社従業員の地位にあること。
- ② 新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日（10 日目日が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ④ 1 個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
上記（6）に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件等
上記（7）に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（8）に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑨ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記（10）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第3号議案 当社子会社取締役及び当社子会社従業員（国内非居住者）に対するストック・オプション付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役及び当社子会社従業員（国内非居住者。当社執行役又は従業員が兼務している場合を除く。）に対し、次の要領により、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、付与対象者が、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役又は当社子会社従業員のいずれかの地位にある間は新株予約権を行使できないものとします（行使の条件の詳細は、2.（7）をご参照願います）。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社子会社取締役及び当社子会社従業員（国内非居住者。当社執行役又は当社従業員を兼務している者を除く。）に対してストック・オプション（新株予約権）を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の割当てを受ける者

当社子会社取締役及び従業員（国内非居住者）

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式58,000株を上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記のほか、割当日の後、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とするとき、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（3）新株予約権の総数

580個を上限とする。

（4）新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

2027年3月31日から2077年3月30日まで（以下「権利行使期間」という。）とする。但し、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）取締役又は当社子会社従業員の地位にあること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のいずれの地位をも喪失した日より、1 年が経過した日から 30 日（30 日目が休日にあたる場合には翌営業日）以内のみ、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ④ 1 個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）又は当社以外の者により当社の普通株式が取得され、当該取得の結果、当社の総議決権数の過半数が保有される場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間
上記（6）に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件等
上記（7）に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（8）に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑨ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記（10）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

<ご参考>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主、投資家、顧客、従業員などすべてのステークホルダーから尊敬され愛される企業を目指し企業活動を行うことを基本方針のひとつとしております。そして、その実現の為にステークホルダーからの信頼獲得及び公正且つ透明性の高い健全な企業経営を重要課題と位置づけ、実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、取締役9名（うち社外取締役6名）及び執行役7名（兼務取締役1名を含む）により構成されております。社外取締役は客観的・大局的に、企業価値の向上という観点から執行役が行う経営の監督並びに助言を行っております。

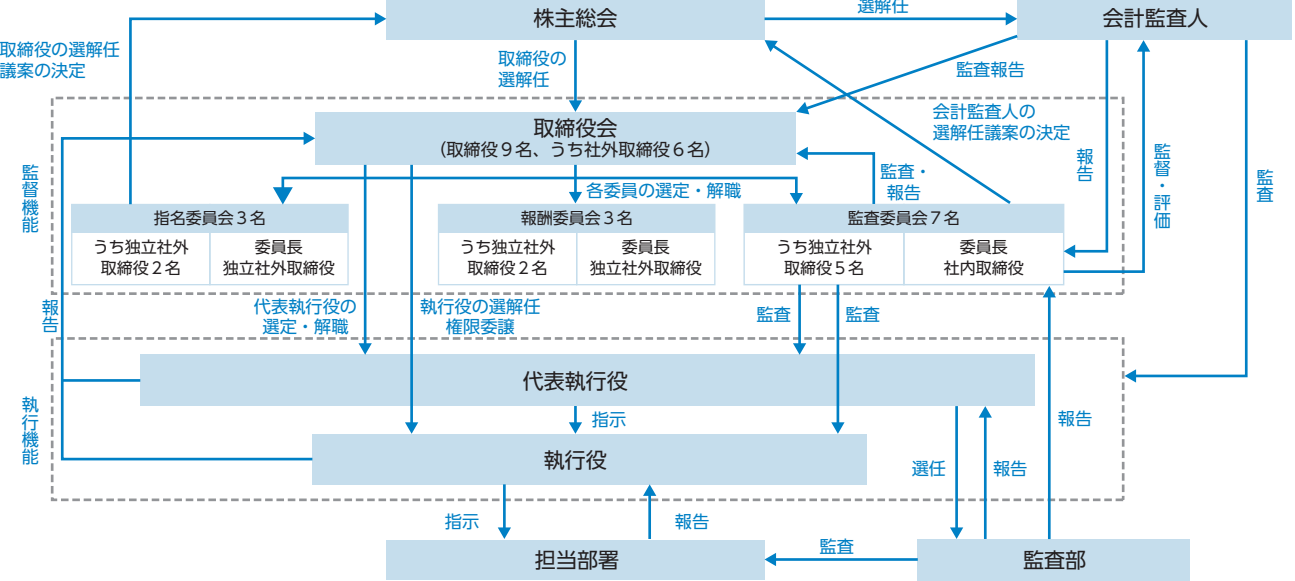
業務執行及び経営の監督の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が会社の重要な意思決定と執行役等の職務執行の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が担当業務ごとに強化された権限により、迅速で効率的な業務執行を実現しております。

各委員会(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)の委員は、過半数が社外取締役により構成されております。

各委員会の役割として、「指名委員会」は取締役及び執行役の選解任に関する議案の決定、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の適法性・妥当性監査と定時株主総会に提出する会計監査人の選解任並びに再任しないことに関する議案の決定、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬制度・報酬額等の決定を担っております。

また、業務執行上の重要案件(取締役会決議事項を除く)については、執行役全員で構成する「執行役会」等重要経営会議において審議、決定することとしており、業務執行の状況については執行役が取締役会に報告を行い、説明責任を果たしております。

(2025年3月31日現在)



以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、中期経営計画「Vision2030」のスローガン「新しい「みる」を世界に」を実現するため、2つの成長戦略方針として「1 DAY戦略方針：独創性のある製品とサービスで、1 DAYグローバルトッププレーヤーを目指す」、「オルソケラトロロジー関連（近視進行抑制関連）戦略方針：近視進行抑制に関する新たな価値を創造し、オルソケラトロロジー関連（近視進行抑制関連）のリーディングカンパニーを目指す」を設定しております。

「1 DAY戦略方針」のもと、1日使い捨てコンタクトレンズの足元の需要拡大に対応するべく、各務原工場での「1 DAY メニコン プレミオ」シリーズの新たな生産ラインの稼働を開始いたしました。そして、中長期的に強い成長が見込まれるため、Menicon Malaysia Sdn. Bhd.での生産準備を進めており、継続して1日使い捨てコンタクトレンズの供給能力の強化を実施してまいります。

「オルソケラトロロジー関連（近視進行抑制関連）戦略方針」のもと、市場の大きい中国を含むアジアを中心にグローバルでオルソケラトロロジーレンズと、オルソケラトロロジーレンズに使用されるケア用品の販売を実施してまいりました。オルソケラトロロジー関連製品は中国においては市場成長が足元では停滞しているものの、世界的な近視人口の増加に伴い中長期的にグローバルで安定的な成長が見込まれるため、継続して販売の強化を実施してまいります。

各事業の状況は、以下のとおりです。

【国内ビジョンケア事業】

国内コンタクトレンズ市場は、世界的な近視人口の増加を背景に需要が伸長しております。特に、毎日のケアが不要で利便性に優れている1日使い捨てコンタクトレンズや、コンタクトレンズ使用者の年齢層の拡大により遠近両用コンタクトレンズの需要が拡大しております。

国内ビジョンケア事業では、1日使い捨てコンタクトレンズのシェア拡大、メルスプラン会員数の拡大及び顧客のロイヤルカスタマー化を方針として活動しております。

メルスプランにおきましては、メルスプランの月額費用の改定による収益性改善のための取り組みを行う一方で、「1 DAY メニコン プレミオ」の球面度数の規格拡大、「1 DAY メニコン Re i」の乱視用の新発売、「2 WEEK メニコン Re i」の乱視用の乱視度数追加などラインアップの拡充により顧客満足度を向上させる取り組みを進めました。

国内直営店及びグループ販売店におきましては、若年層に限らずコンタクトレンズデビューする方を対象にお手頃価格で1日使い捨てコンタクトレンズの提供とサポートを受けられるサービス「Mi r uファーストコンタクト」を開始し、コンタクトレンズデビューから顧客のアイライフをサポートすることによりライフタイムバリューの最大化に努めました。

事業報告

【海外ビジョンケア事業】

海外コンタクトレンズ市場は、世界的なインフレの長期化、景気動向並びにサプライチェーンの不安定化の影響を受けながらも、市場全体での需要は拡大しております。

海外ビジョンケア事業では、地域ごとに異なるニーズに適した企業活動に取り組むことを方針として、売上高の拡大を推し進めております。

中国では、オルソケラトロジーレンズとケア用品の販売強化に取り組んでまいりましたが、景気停滞に伴う消費者の購買力低下及び代替品の台頭によりオルソケラトロジー関連市場の成長が停滞していることに加えて、ケア用品においては特に競合他社との競争環境が厳しいものとなっております。同地域では、販売チャネルへの販促支援活動並びに学会への展示による認知度向上を図り、オルソケラトロジー関連製品の販売強化を実施しました。一方で、その他のアジア諸国などではオルソケラトロジーレンズの需要が拡大しており、「アルファオルソK」の販売が堅調に推移しました。欧州並びにアジア諸国で販売を強化している「Menicon Z Night」、近視進行抑制用としてCEマーク認証を持ち、欧州を中心に販売の拡大が期待される「Menicon Bloom Night」といったオルソケラトロジーレンズにおける複数のラインアップを活用し、ケア用品とともに製品認知度を高める活動や販売チャネルの拡大等によりグローバルで売上高の拡大を目指します。

欧州及び北米では、コンタクトレンズ及びケア用品の需要は継続して拡大しております。同地域では、販売チャネルの新規開拓及び関係強化を推進し、大手量販チェーンに対してプライベートブランド品の導入や他社商品からの切替促進企画を実施する等、ディスポーザブルコンタクトレンズ並びにケア用品の販売拡大に取り組みました。また、欧州におけるディスポーザブルコンタクトレンズの今後の流通量増加を想定し、物流網全体のコスト削減やサービスレベルの向上を目的として、物流機能を有するMenicon SC GmbHをドイツに設立しました。中国市場においては、成長が続いているディスポーザブルコンタクトレンズの販売力強化を図るため、コンタクトレンズ関連製品を専門に販売する電子商取引会社との戦略的パートナーシップを締結いたしました。さらに、東南アジアにおいては、若年層人口や所得の増加等によりコンタクトレンズ市場の伸長が見込まれるため、コンタクトレンズ販売会社3社を子会社化し販売強化に向けた取り組みを進めました。

【その他】

ヘルスケア・ライフケア事業においては、五感を通じて人々の健康サポートや喜びを創出する新領域への挑戦を方針として活動しており、不妊治療関連を含むフェムテック分野を中心としたヘルスケア領域、環境関連に注力しているライフケア領域、ペットライフをサポートする動物医療ビジネス、農水産物の販売及び輸出入を行う食品ビジネス等に取り組んでいます。

ヘルスケア領域においてはフェムテック分野に注力し、新製品の開発・上市を実施、ライフケア領域においてはグリーンインフラビジネスとして新たに芝の生産・販売を開始いたしました。動物医療ビジネスにおいては、犬・猫用サプリメントについて動物病院や動物医薬品卸業者への販売に加えて、一般消費者向けセグメントでの販売に取り組むことにより販売拡大に努めました。また、食品事業においては、海外を中心とした販路拡大に取り組ましました。

一方で、収益性の改善が見込めない動物共生ビジネス並びにQOLサプリメントに関する一部事業については撤

事業報告

退をいたしました。

このような取り組みの結果、当社グループの当期の経営成績は以下のとおりです。

売上高は、国内における全面的な価格改定効果に加え、国内での1日使い捨てコンタクトレンズ及び欧州での1ヵ月交換コンタクトレンズの販売拡大により121,491百万円（前期比4.6%増）となりました。営業利益は、新工場の稼働準備や新製品開発強化及び従業員に対する賃上げ等を行い、将来の成長に向けた投資費用の増加やグローバルロジスティクスセンターの稼働に伴う費用の発生があったものの、適切に販売費及び一般管理費を使用したことで10,051百万円（前期比12.3%増）、経常利益は、支払利息の増加等により9,607百万円（前期比16.8%増）となりました。

特別損益につきましては、2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の償還に伴う新株予約権戻入益等に伴い1,638百万円の特別利益を計上した一方、中国における景気停滞及び競争環境が悪化したことにより増設したケア用品生産設備の減損損失を計上したこと及び欧州子会社における事業再編に関する費用として、従業員に対する特別退職金に加え、一部設備の減損損失を計上したこと等により1,921百万円の特別損失を計上しました。

以上の要因により親会社株主に帰属する当期純利益は5,621百万円（前期比23.8%増）となりました。

事業の部門別状況は、次のとおりであります。

■事業の部門別売上高

	第67期 2024年3月期	第68期 (当連結会計年度) 2025年3月期	増減額	前年 同期比
連 結 売 上 高	百万円 116,192	百万円 121,491	百万円 5,299	% 4.6
ビジョンケア事業	106,887	112,327	5,440	5.1
1日使い捨てコンタクトレンズ	28,429	30,940	2,511	8.8
国内_メルスプラン	20,740	22,458	1,717	8.3
国内_物販	4,711	5,740	1,029	21.9
海外	2,977	2,742	△235	△7.9
オルソケラトロジー関連	15,001	14,889	△111	△0.7
オルソケラトロジーレンズ	5,537	5,748	211	3.8
レンズケア（アジア）	9,463	9,141	△322	△3.4
その他コンタクトレンズ・レンズケア	63,456	66,496	3,040	4.8
メルスプラン	25,718	27,325	1,607	6.2
コンタクトレンズ	27,405	28,458	1,052	3.8
レンズケア（アジア以外）	10,332	10,713	380	3.7
その他	9,304	9,163	△140	△1.5

（注）「その他」の金額はヘルスケア・ライフケア事業を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、Menicon Malaysiaの工場設立に関する投資3,966百万円、Menicon Singaporeにおける生産設備増設に2,244百万円、メニコネクトにおける生産設備増設に2,191百万円、各務原工場における生産設備増設に1,358百万円等により、総額で16,782百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

シンジケートローンにて12,000百万円、長期借入にて3,000百万円を調達し、2024年10月18日に第3回無担保社債10,000百万円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、原材料及び資源価格の高騰によるコスト増加や世界的な物価上昇による個人消費活動の変化等により、引き続き不透明な状況が続くことが想定されます。そのような環境の中、グループ一丸となって以下の課題に取り組み、安定的な商品・サービスの供給や新たな価値を提供することにより、マイルストーンとして設定した2028年3月期に売上高1,400億円超、営業利益率12%、ROE12%の達成に向けて邁進してまいります。

①新製品の開発と生産能力の向上（ビジョンケア事業）

グローバル市場で様々な顧客ニーズに対応するために、更なる商品ラインアップの拡充が必要であると考えております。継続して早期の製品開発及び市場導入に取り組んでまいります。

また、世界的な近視人口の増加を背景に中長期的にコンタクトレンズ市場の拡大が想定されております。このような状況において、安定的に製品を供給し続ける生産体制を構築するため、継続して需要の増加や市場の拡大が見込まれる1日使い捨てコンタクトレンズを中心とした生産設備への投資を行い、生産能力の増強を図ります。併せて生産性の向上に取り組む、原価低減を実現してまいります。

②1日使い捨てコンタクトレンズ事業の拡大（ビジョンケア事業）

国内においては、OEM品の導入により供給量の増加を図ると共に、当社グループ販売店、メルスプラン加盟施設のネットワークの強化や顧客のライフスタイルやニーズにあったサービスを提供することにより新規ユーザーへの販売拡大やメルスプランにおける1日使い捨てコンタクトレンズの会員構成比率の拡大を図ります。欧州及び北米においては、マレーシア工場の稼働による生産量増強を行い大手量販チェーンへのプライベートブランド品の導入や販売地域の拡大を進めることにより、販売拡大に取り組んでまいります。また、グローバルな販売活動を推進するための物流機能の強化に取り組んでまいります。

③オルソケラトロジー関連事業の拡大（ビジョンケア事業）

世界的な近視人口の増加による近視の低年齢化及び強度近視人口の増加が社会課題のひとつとなっており、近視進行抑制効果が期待されるオルソケラトロジーレンズが社会課題の解決に寄与することが期待されます。近年急速に市場が拡大してきた中国においては景気停滞に起因して足許での市場成長は停滞しているものの、国内等その他アジア地域では需要は拡大しており、中長期的にオルソケラトロジー関連市場は成長が期待できます。継

続して中国を含むアジアを中心としたグローバルでのオルソケラトロジーレンズと、オルソケラトロジーレンズに使用されるケア用品の新商品の市場投入や販促拡大活動に取り組んでまいります。

④事業領域の拡大（ヘルスケア・ライフケア事業）

当社グループはビジョンケア領域を事業の中心に据えておりますが、中期経営計画である「Vision2030」におきましては、ビジョンケア事業に次ぐ第2の柱となる事業の創出を目指し、ヘルスケア・ライフケア事業に取り組んでまいりました。当期は収益性の改善が困難な事業について事業撤退をいたしました。今後も将来の資本収益性の改善を目的とした事業ポートフォリオの見直しは継続すると共に、第2の柱となり得る新たな事業の創出に向けた取り組みを実施してまいります。

⑤持続可能な社会の実現に向けた活動の実施

事業を通じて地球環境や社会の課題に対する新しい価値を創造し、社会の発展に貢献することは、経営上の考慮すべき課題と捉えており、重要課題として「五感を刺激する生活の提供」「地球環境の負荷低減」「笑顔あふれる社会への貢献」「100年続く企業基盤づくり」を定めております。五感に関する事業ドメインにおいて、ビジョンケア事業を中心に安全・安心にこだわった製品とサービスを提供することや、グローバルでの社会貢献活動を通じた地域コミュニティの活性化や芸術文化・スポーツの振興を行うことにより、だれもが笑顔あふれる社会を目指します。同時に、地球環境に配慮した企業活動を通じて、環境への負荷低減を進めます。また、それらを実現するために必要となる持続可能な企業基盤の構築は、顧客の安全・安心・信頼を追求した企業活動に加え、職場環境整備や人材育成、ビジネスパートナーとの関係強化及び人権の尊重を通じて進めてまいります。

⑥ガバナンス体制の充実とコンプライアンスの強化及びリスクへの対応

当社グループが持続的に成長し、長期的に企業価値を向上していくために、引き続きコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底を図ると共に、企業経営に重大な影響を与えると考えられるリスクを想定してリスクマネジメントすることにより、経営の安定化を図ってまいります。

事業報告

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

	第65期 2022年3月期	第66期 2023年3月期	第67期 2024年3月期	第68期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	100,172	110,194	116,192	121,491
経常利益 (百万円)	10,055	11,755	8,225	9,607
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,481	7,377	4,538	5,621
1株当たり当期純利益 (円)	85.72	97.25	59.65	74.03
総資産 (百万円)	130,978	152,522	179,812	187,282
純資産 (百万円)	67,045	74,665	81,804	86,154

- (注) 1. 当社は2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第65期（2022年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、第65期より導入していた株式給付信託（従業員持株会処分型）が終了し、第68期より「従業員持株会支援信託ESOP」を再導入しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」及び「従業員持株会支援信託ESOP」が保有する当社の株式の数を控除しております。

②当社の財産及び損益の状況

	第65期 2022年3月期	第66期 2023年3月期	第67期 2024年3月期	第68期 (当期) 2025年3月期
売上高 (百万円)	61,405	64,254	66,525	71,045
経常利益 (百万円)	3,996	4,086	2,020	4,331
当期純利益 (百万円)	2,660	2,844	1,087	4,930
1株当たり当期純利益 (円)	35.19	37.49	14.28	64.92
総資産 (百万円)	110,775	129,595	147,296	156,067
純資産 (百万円)	58,888	60,961	61,187	62,432

- (注) 1. 当社は2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第65期（2022年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、第65期より導入していた株式給付信託（従業員持株会処分型）が終了し、第68期より「従業員持株会支援信託ESOP」を再導入しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」及び「従業員持株会支援信託ESOP」が保有する当社の株式の数を控除しております。

事業報告

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社

会 社 名	所在地	資本金	議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ダブリュ・アイ・システム	東京都豊島区	百万円 308	100.0%	コンタクトレンズ及び ヘルスケア用品等の販売
株 式 会 社 メ ニ コ ン ネ ク ト	愛知県名古屋市西区	百万円 80	100.0	コンタクトレンズ及び ケア用品等の製造・開発・販売
株式会社アルファコーポレーション	愛知県名古屋市中区	百万円 90	100.0	コンタクトレンズの製造・販売、 ケア用品等の販売
株 式 会 社 エ ー ア イ ピ ー	福岡県福岡市西区	百万円 10	98.7	コンタクトレンズ及び ケア用品等の販売
株 式 会 社 ハ マ ノ コ ン タ ク ト	大阪府大阪市北区	百万円 11	100.0	コンタクトレンズ及び ケア用品等の販売
板 橋 貿 易 株 式 会 社	東京都中央区	百万円 10	100.0	医療用機械器具や農水産物の販売及 び輸出入事業
Menicon America, Inc.	アメリカ	千米ドル 1,100	100.0	主にアメリカにおける コンタクトレンズ等の販売
M e n i c o n S A S	フランス	千ユーロ 15,523	100.0	主にフランスにおける コンタクトレンズ等の製造・販売
Menicon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	百万円 7,766	100.0	コンタクトレンズの製造
M e n i c o n B . V .	オランダ	千ユーロ 18	100.0	主にオランダにおける コンタクトレンズ等の製造・販売
M e n i c o n G m b H	ドイツ	千ユーロ 4,090	100.0	主にドイツにおける コンタクトレンズ等の販売
M e n i c o n L i m i t e d	イギリス	千ポンド 1	100.0	主にイギリスにおける コンタクトレンズ等の製造・販売
S O L E K O S . p . A .	イタリア	千ユーロ 550	100.0	主にイタリアにおける コンタクトレンズ等の製造・販売
L e s L a b o r a t o i r e s D e n c o t t SAS	フランス	千ユーロ 61	100.0	主にフランスにおけるコンタクトレ ンズフィッティング・販売

事業報告

会 社 名	所在地	資本金	議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
Menicon SC GmbH	ドイツ	千ユーロ 8,525	% 100.0	物流センターの管理運営
大連板橋医療器械有限公司	中国	千元 2,000	100.0	医療用機械器具や食品の輸入販売事業
Oculus Visioncare (S) Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポ ールドル 220	100.0	主にシンガポールにおける コンタクトレンズ等の販売
Oculus (M) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシ アリンギッ ト 500	100.0	主にマレーシアにおける コンタクトレンズ等の販売
PT Oculus Indonesia	インドネシア	百万インド ネシアルピ ア 10,049	100.0	主にインドネシアにおける コンタクトレンズ等の販売

(注) Les Laboratoires Dencott SASは、SA Laboratoires Dencott から2025年3月22日付で法人形態及び商号を変更いたしました。

②企業結合の経過

2024年9月30日に Oculus Visioncare (S) Pte. Ltd.、Oculus (M) Sdn. Bhd. 及び PT Oculus Indonesiaを連結子会社といたしました。

富士コンタクト株式会社は、2024年4月1日付で当社に吸収合併されております。

事業報告

(7) 主要な事業内容

区分		主要製品
ビジョンケア事業	ハードコンタクトレンズ	<日本向けブランド> メニコンティニュー、メニコンZ、メニコンアイスト、 メニコンEX、メニフォーカルZ、メニコンローズK <海外向けブランド> Menicon Tinu, Menicon Z, Menifocal Z, Menicon EX, ROSE K, Menicon time XL
	ソフトコンタクトレンズ	<日本向けブランド> メニコンソフトS、メニコンソフト72 <海外向けブランド> Menisoft、Menicon Soft 72
	ディスプレイメガネ	<日本向けブランド> Magic、1DAYメニコン プレミオ、メニコン1DAY、 1DAY FRUTTIE、1DAYメニコン Rei、 2WEEKメニコン プレミオ、 2WEEKメニコン デュオ、2WEEKメニコン Rei、 マンスウエア、1MONTHメニコン MelSME フォーシーズン、クロスシー <海外向けブランド> 1DAY FRUTTIE、Miru 1day UpSide、 Miru 1day Menicon Flat Pack、 Miru 1month Menicon、Menicon PremiO
	近視進行抑制用レンズ	<海外向けブランド> Menicon Bloom Night、Menicon Bloom Day
	オルソケラトロジーレンズ	<日本向けブランド> メニコンオルソK <海外向けブランド> Menicon Z Night、Menicon α Ortho-K
	ハードレンズ用ケア用品	<日本向けブランド> 抗菌O2 ケアミルファ、O2 ケアアミノソラ、 フォーシーズンケア、クロスシーケア、O2 ケア、 プロテオフ、プロジェント <海外向けブランド> MeniCare Pure、MeniCare Plus、Progent、 SPRAY & CLEAN、MeniLAB、 Menicon Bloom Care、Menicon Bloom Progent
	ソフトレンズ用ケア用品	<日本向けブランド> エピカ、エピカ アクアモア、エピカクリア、エピカ スマートクリーン、 メニソーワ <海外向けブランド> MeniCare Soft、SOLOCARE AQUA

事業報告

区分		主要製品
その他	食 品 事 業	鮮魚等水産物や日本米の輸出版売、 乾物等の輸入販売
	そ の 他 品 目	＜ヘルスケア領域＞ プレグナシリーズ、ルナリズムラクトフェリン、LBフローラ、 ミグリス、シェルパプロ、 Kagural ＜ライフケア領域＞ resQ45、アグリ革命 ＜メニワン＞ メニワンX、メニワンM、コーニアルバンデージわん、 Duo Oneシリーズ、ベジタブルサポートドクタープラスシリーズ、 UniOneシリーズ、Pero One

(注) 当連結会計年度から事業区分について「ライフサイエンス事業」を「ヘルスケア領域」、「環境バイオ事業」を「ライフケア領域」と名称を変更しております。

(8) 主要な事業所及び工場

①当社

名称	所在地
本 社	愛知県名古屋市中区
総合研究所	愛知県春日井市
テクノステーション	岐阜県各務原市
関 工 場	岐阜県関市
各務原工場	岐阜県各務原市
グローバルロジスティクスセンター	千葉県八千代市
カスタマーセンター	沖縄県那覇市
ビジネスパーク	愛知県名古屋市西区
札幌オフィス	北海道札幌市中央区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区
東京オフィス	東京都千代田区
名古屋営業オフィス	愛知県名古屋市中区
大阪オフィス	大阪府大阪市北区
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区

②子会社の状況

「(6) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,325名	104名増加

(注) 上記従業員数には、取締役、執行役、顧問、アドバイザー、派遣、パート及びアルバイトは含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,894名	166名増加	38.29歳	11.9年

(注) 上記従業員数には、取締役、執行役、顧問、アドバイザー、派遣、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
シンジケートローン①	10,130
株式会社りそな銀行	3,063
株式会社三菱UFJ銀行	2,000
シンジケートローン②	1,870
株式会社みずほ銀行	1,164

(注) 1. シンジケートローン①は、株式会社三菱UFJ銀行と株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするその他13社からの協調融資によるものです。
2. 株式会社りそな銀行からの借入金残高には、株式給付信託（従業員持株会処分型）による借入金が含まれております。
3. シンジケートローン②は、株式会社三菱UFJ銀行と株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするその他3社からの協調融資によるものです。
4. 株式会社みずほ銀行からの借入金残高には、社債（私募債）の未償還残高333百万円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 124,368,000株

(2) 発行済株式の総数 76,645,888株
(自己株式124株含む)

(3) 株主数 42,318名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,412 千株	12.28 %
株式会社トヨタミ	3,964	5.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,827	3.68
田中 英成	2,435	3.17
塚本 香津子	2,266	2.95
野村信託銀行株式会社（信託口2052116）	2,000	2.60
メニコングループ社員持株会	1,803	2.35
株式会社マミ	1,747	2.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,253	1.63
田中 康範	1,145	1.49

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には「従業員持株会支援信託ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(株式給付信託)

当社は2024年5月29日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」(2021年9月に導入した「株式給付信託(従業員持株会処分型)」と同様の従業員インセンティブ・プランであり、以下、「本制度」といいます。)の再導入を決議いたしました。

本制度は、「メニコングループ社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約(以下、「本信託契約」といいます。)を締結いたしました(本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)。また、株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する特定包括信託契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、信託口において、信託設定後4年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者(従業員)に分配いたします。

他方、当社は、信託口が当社株式を取得するための借り入れに際し保証するため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が当事業年度末日に保有している新株予約権の状況

名称（発行決議日）	第4回新株予約権（2016年6月27日）
新株予約権の数	56個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 22,400株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2016年8月2日～2046年8月1日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 1名 執行役 3名 合計 4名

(注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、22,400株となっております。

名称（発行決議日）	第7回新株予約権（2019年6月27日）
新株予約権の数	81個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 16,200株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2019年8月2日～2049年8月1日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 2名 執行役 4名 合計 6名

(注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、16,200株となっております。

事業報告

名称（発行決議日）	第8回新株予約権（2019年6月27日）
新株予約権の数	10個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,000株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2019年8月2日～2049年8月1日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合、喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合、喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。
保有者数	執行役 1名 合計 1名

（注）1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、2,000株となっております。

名称（発行決議日）	第10回新株予約権（2020年6月24日）
新株予約権の数	59個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 11,800株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2020年8月4日～2050年8月3日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 2名 執行役 4名 合計 6名

（注）1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、11,800株となっております。

事業報告

名称（発行決議日）	第11回新株予約権（2020年6月24日）
新株予約権の数	7個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,400株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2020年8月4日～2050年8月3日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合、喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合、喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。
保有者数	執行役 1名 合計 1名

（注）1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、1,400株となっております。

名称（発行決議日）	第14回新株予約権（2021年6月24日）
新株予約権の数	58個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 11,600株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 2名 執行役 6名 合計 8名

（注）1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、11,600株となっております。

事業報告

名称（発行決議日）	第18回新株予約権（2022年6月23日）
新株予約権の数	299個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 29,900株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2023年3月31日～2073年3月30日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 3名 執行役 7名 合計 10名

（注）新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

名称（発行決議日）	第22回新株予約権（2023年6月23日）
新株予約権の数	414個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 41,400株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2024年3月31日～2074年3月30日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 3名 執行役 7名 合計 10名

（注）新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

事業報告

名称（発行決議日）	第26回新株予約権（2024年6月26日）	
新株予約権の数	223個	
目的となる株式の種類及び数	普通株式	22,300株
1株当たりの行使価額	1円	
行使期間	2025年3月31日～2075年3月30日	
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。	
保有者数	取締役 執行役 合計	3名 7名 10名

(注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 執行役7名が保有している新株予約権のうち2名分は、いずれも使用人として在籍中に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に当社使用人及び子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権の状況

名称（発行決議日）	第26回新株予約権（2024年6月26日）	
新株予約権の数	124個	
目的となる株式の種類及び数	普通株式	12,400株
1株当たりの行使価額	1円	
行使期間	2025年3月31日～2075年3月30日	
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。	
交付者数	当社従業員	14名

（注）新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

名称（発行決議日）	第27回新株予約権（2024年6月26日）	
新株予約権の数	13個	
目的となる株式の種類及び数	普通株式	1,300株
1株当たりの行使価額	1円	
行使期間	2025年3月31日～2075年3月30日	
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合、喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合、喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。	
交付者数	当社従業員	2名

（注）新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

事業報告

名称（発行決議日）	第28回新株予約権（2024年6月26日）	
新株予約権の数	121個	
目的となる株式の種類及び数	普通株式	12,100株
1株当たりの行使価額	1円	
行使期間	2025年3月31日～2075年3月30日	
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が見当り日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。	
交付者数	当子会社取締役	10名

（注）新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

名称（発行決議日）	第29回新株予約権（2024年6月26日）	
新株予約権の数	376個	
目的となる株式の種類及び数	普通株式	37,600株
1株当たりの行使価額	1円	
行使期間	2026年3月31日～2076年3月30日	
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が見当り日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。	
交付者数	当子会社取締役及び従業員	19名

（注）新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項
(1) 取締役及び執行役の氏名等

2025年3月31日時点

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中英成	取締役兼代表執行役会長 最高経営責任者 CEO	
滝野喜之	取締役会議 取締役 監査委員 指指名委員	
森山久	取締役会議 監査委員 報酬委員	
堀西良美	取締役会議 報酬委員 監査委員	堀西経営法律事務所 所長 ホシザキ株式会社 監査等委員社外取締役
渡辺眞吾	取締役 監査委員	渡辺眞吾公認会計士事務所 所長
本多立太郎	取締役会議 指指名委員 報酬委員	
柳川勝彦	取締役 監査委員	
竹花一成	取締役 監査委員	
寺崎浩子	取締役 監査委員	

事業報告

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
川 浦 康 嗣	代 表 執 行 役 社 長 最 高 執 行 責 任 者 COO	
古 賀 秀 樹	執 行 役 最 高 財 務 責 任 者 CFO 総 合 統 括 担 当	株式会社ダブリュ・アイ・システム 取締役 板橋貿易株式会社 取締役 SOLEKO S.p.A 取締役 Menicon Malaysia Sdn. Bhd. 取締役
渡 邊 基 成	執 行 役 生 産 開 発 統 括 担 当	株式会社メニコンネクト 取締役 株式会社アルファコーポレーション 取締役 板橋貿易株式会社 取締役 Menicon Singapore Pte. Ltd. 取締役 Menicon Malaysia Sdn. Bhd. 取締役
篠 田 浩 樹	執 行 役 国 内 営 業 統 括 担 当	株式会社ダブリュ・アイ・システム 取締役 株式会社エーアイピー 取締役 株式会社ハマノコンタクト 取締役
竹 下 憲 二	執 行 役 海 外 統 括 担 当	板橋貿易株式会社 取締役 Menicon America, Inc. 取締役 Menicon SAS 取締役 Menicon Holdings B.V. 取締役 Menicon B.V. 取締役 Menicon GmbH 支配人 Menicon Ltd. 取締役 SOLEKO S.p.A 取締役会長 Les Laboratoires Dencott SAS 取締役 Menicon SC GmbH 支配人 大連板橋医療器械有限公司 取締役 Oculus Visioncare(S) Pte. Ltd. 取締役 Oculus (M) Sdn. Bhd. 取締役 PT Oculus Indonesia 取締役
村 木 健 介	執 行 役 み る 未 来 事 業 統 括 担 当	株式会社メニコンビジネスアシスト 取締役

(注) 1. 取締役堀西良美、渡辺眞吾、本多立太郎、柳川勝彦、竹花一成及び寺嶋浩子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 取締役堀西良美、渡辺眞吾、本多立太郎、柳川勝彦、竹花一成及び寺嶋浩子の各氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 監査委員のうち、取締役渡辺眞吾氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と十分な連携を可能とすべく、滝野喜之、森山久の両氏を常勤の監査委員として選定しております。

5. 取締役堀西良美氏の戸籍上の氏名は雄山良美であります。

6. 当社社外取締役の各重要な兼職先と当社の間に、重要な取引関係はありません。

7. 当期中に退任した取締役
取締役 三宅義三（2024年6月26日任期満了による退任）

8. 取締役兼代表執行役 田中英成氏は2025年3月31日付で取締役兼代表執行役を退任しております。
執行役 篠田浩樹氏は2025年3月31日付で執行役、株式会社ダブリュ・アイ・システム取締役、株式会社エーアイピー取締役及び株式会社ハマノコンタクト取締役を退任し、同年4月1日より当社経営顧問に就任しております。

9. 2025年4月1日付の執行役の担当及び当事業年度末日後に生じた執行役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。なお執行役 竹下憲二氏は2025年5月19日付で大連板橋医療器械有限公司取締役を退任しております。

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
川 浦 康 嗣	代 表 執 行 役 社 長 最 高 経 営 責 任 者 CEO	
竹 下 憲 二	執 行 役 担 当 国 内 営 業 統 括 担 当	株式会社ダブリュ・アイ・システム 取締役 株式会社エーアイピー 取締役 株式会社ハマノコンタクト 取締役 板橋貿易株式会社 取締役 Menicon America, Inc. 取締役 Menicon SAS 取締役 Menicon Holdings B.V. 取締役 Menicon B.V. 取締役 Menicon GmbH 支配人 Menicon Ltd. 取締役 SOLEKO S.p.A 取締役会長 Les Laboratoires Denscott SAS 取締役 Menicon SC GmbH 支配人 大連板橋医療器械有限公司 取締役 Oculus Visioncare (S) Pte. Ltd. 取締役 Oculus (M) Sdn. Bhd. 取締役 PT Oculus Indonesia 取締役
ニコラス ヨハネス アドリアス インガルハート	執 行 役 担 当 海 外 統 括 担 当	Menicon SAS 取締役 Menicon Holdings B.V. 取締役 Menicon B.V 取締役 Menicon GmbH 支配人 Menicon Ltd. 取締役 SOLEKO S.p.A 取締役 Les Laboratoires Dencott SAS 取締役 Menicon SC GmbH 支配人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と滝野喜之、森山久、堀西良美、渡辺眞吾、本多立太郎、柳川勝彦、竹花一成及び寺崎浩子の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、執行役及び当社子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び執行役の報酬等

①取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定の運用指針を以下のように定めており、各役員がその職務の執行を強く動機づけられると共に、企業価値向上の成果（業績）を報酬に反映したものとしております。

- ア 成果をあげた者が報われることで、強い動機づけを生み出す。
- イ 短期業績に加え長期視点の企業価値向上への貢献も報酬に反映する。
- ウ 報酬は仕事（＝職務や成果）に対応したものであることを基本とする。
- エ 株主や従業員に説明できる公正で妥当性のある報酬内容とする。
- オ 当社の経営陣に優秀な人材確保を可能とする報酬内容とする。

また、報酬等の決定方法は、その合理性、透明性を維持することでコーポレート・ガバナンスの向上につなげるものとし、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成する報酬委員会が、経営環境、業績、他社水準などを考慮して適切な水準で決定しています。役員報酬に関する細則に基づき、担当職務の評価及び連結業績の実績に基づいて報酬委員会にて報酬等を承認していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬は、上記に記載の報酬決定の運用指針に基づき、報酬の構成を以下のとおりとしております。

- ア 基本的報酬として担当職務及び業績成果により年間報酬額を決定しております。なお執行役の報酬は、業績成果をより大きく反映する内容となっております。
- イ 株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、株式報酬型ストック・オプション制度を設けております。

②取締役及び執行役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役	101	94	5	1	—	10
（うち社外取締役）	44	42	1	—	—	（7）
執行役	317	204	91	17	4	8

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役9名（社外取締役6名）、執行役7名であります。なお、執行役7名のうち、1名は社内取締役を兼任しております。
2. 退職慰労金は、任期満了による退任や当社グループ会社役員への転籍等の政策的な要件により次年度在任しない役員（社外取締役を除く）に対し、在任時の業績貢献に報いることを目的として、株式報酬型ストック・オプションの付与条件を満たした場合にのみ、報酬委員会にて決定し支給している業績貢献報酬を指します。

③業績連動報酬等に関する事項

報酬の構成のうち上記アの報酬には業績報酬が含まれており、連結売上高の前年比伸長率・連結営業利益率・連結ROA・連結ROEの総合計を評価に使用しております。これは、役員の業績評価制度が役員のモチベーション向上を通じて、当社の企業価値向上に寄与すると共に、公平で納得感のあるものとする事で役員自身の努力に報酬で正当に報いるものとするために採用しており、担当職務の評価も含めて報酬委員会にて役員報酬を決定しております。当事業年度においては、前事業年度の連結計算書類（百万円未満を切り捨てた数値）で算出した各指標を評価に使用しております。具体的には、連結売上高の前年比伸長率：5.4％・連結営業利益率：7.7％・連結ROA：2.7％・連結ROE：6.0％です。

④非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として役員（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションを交付しております。これは、役員の中長期的な業績や企業価値の向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることを付与の趣旨としているために採用しており、規則等で定めた条件を全て満たした場合に、報酬委員会及び取締役会における検討・決議を経て実施の是非が決定されます。

事業報告

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役 6名

氏名	当期開催の取締役会及び各委員会への出席の状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
堀 西 良 美	取締役会 17回中17回出席 監査委員会 13回中13回出席 報酬委員会 4回中 4回出席	主に弁護士の専門的見地から取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。更に報酬委員会委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たすとともに、監査委員として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
渡 辺 眞 吾	取締役会 17回中17回出席 監査委員会 13回中13回出席	主に公認会計士の専門的見地から取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。更に監査委員として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
本 多 立 太 郎	取締役会 17回中17回出席 報酬委員会 4回中 4回出席 指名委員会 7回中 7回出席	主にメディア業界において幅広い分野の見識と経営者としての豊富な経験から取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。更に指名委員会委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たすと共に、報酬委員として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
柳 川 勝 彦	取締役会 17回中17回出席 監査委員会 13回中13回出席 指名委員会 7回中 7回出席	主にグローバル展開する企業の経営者としての豊富な経験から取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。更に指名委員、監査委員として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
竹 花 一 成	取締役会 17回中17回出席 監査委員会 13回中13回出席	主に博士（獣医学）としての研究実績、大学学長としてのガバナンス及び経営に関する豊富な知識・経験から取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。更に監査委員として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
寺 崎 浩 子	取締役会 14回中14回出席 監査委員会 9回中 9回出席	主に眼科分野における医学博士、研究者の知見と大学教授、学会理事長としての豊富な経験から取締役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。更に監査委員として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。

(注) 社外取締役寺崎浩子氏の取締役会、監査委員会への出席状況につきましては、2024年6月26日の就任以降に開催されたものを対象としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査委員会が同意した理由は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計金額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

EY新日本有限責任監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、EY新日本有限責任監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、賠償責任限度額として金110百万円（会社法第425条第1項の最低責任限度額）を負担するものとしております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項及び第6項に定める監査委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性をはじめとする適格性及び職務遂行の状況等について常に留意するとともに、その職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が継続して発生した場合や、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、解任又は不再任と判断した場合において、監査委員会は株主総会に解任又は不再任に関する議案を上程する方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会において、内部統制システム整備の基本方針を次のとおり決議しております。

基本的な考え方

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という）を、①当社並びにその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）が事業を適正且つ効率的に遂行するために、社内に構築され運用されるシステム及びプロセスであり、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識しております。②体制整備の目的は、(a)法令と倫理の遵守、(b)事業の有効性と効率性の確保、(c)資産の保全、(d)財務報告の信頼性確保と考えております。そして、③当社の全ての役員、従業員は、この目的達成に必要な推進体制を、自律性をもって構築運用すると共に、定期的に評価改善を行うことにより実効性の向上に努めるものとしております。

(1) 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 執行役が取締役に報告すべき事項を取締役会規則等で定め、執行役が自ら取締役会で報告いたします。
- ② 監査委員会は執行役の業務執行状況を監査し、定期的に取締役会に報告いたします。
- ③ 執行役が負うべき義務を執行役規則で明記し周知徹底を図ります。また執行役の任期を1年とすることで、執行体制の最適化に柔軟に対応できるようにいたします。
- ④ 常勤取締役が執行上の重要な会議等に出席し、監督的視点から常に執行役の業務執行状況を把握し、必要に応じて助言等を行います。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理に関する規程を整備し、執行役の職務執行に係る重要な文書等を特定すると共に、その保存期間や管理方法等を定め確実な運用を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクに関する意識の浸透、早期発見及びリスク顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応方法を定めた規程、マニュアルを整備し、必要に応じて教育訓練を実施いたします。
- ② 代表執行役をトップとする内部統制システムの統括組織（以下、「内部統制統括組織」という。）を設置し、経営に影響を与えるリスクをマネジメントいたします。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営の監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役）を分離し、執行役への大幅な権限委譲を行うことで、業務執行のスピードを向上させます。
- ② 執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等に関する規程を整備し、それらの明確化と周知徹底をいたします。

- ③ 全執行役で構成する執行役会を定期的に開催し、効率性、有効性、妥当性等の検証を経て、業務執行に関する重要事項を決定いたします。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員に、法令や社会規範の遵守及び倫理観の高揚等の意識向上に必要な教育を行うと共に、内部統制システムに関する諸規程やマニュアル等を整備し周知徹底いたします。
- ② 内部監査部門による監査を通じて、内部統制システムの構築、運用状況を評価すると共に、問題の早期発見を図ります。
- ③ 内部通報体制を構築（以下、「内部通報システム」という）し、その周知と的確な運用を徹底することで、コンプライアンスの実効性と業務の公正性の向上につなげます。
- ④ 内部統制統括組織で、内部統制システムの構築、運用状況について定期的にマネジメントレビューを行い、取り組むべき課題を抽出し、翌期の経営計画等に反映させることでシステムの改善並びにレベルの向上につなげます。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効且つ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制システムを構築、運用いたします。
- ② 金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」に準拠し、その有効性を評価いたします。

(7) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は子会社の管理に関する規程を定め、子会社の管理体制、並びに子会社の取締役等の職務執行状況に関する報告体制を明確にし、運用を徹底いたします。
- ② 当社は子会社の管理を担当する執行役を定め、各子会社が当該基本方針を踏まえた上で、各子会社固有の事情（事業内容、規模、形態等）を考慮し、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性及び効率性の向上、経営リスクの管理を行います。
- ③ 当社の内部統制統括組織は、当社グループの内部統制システムを統括管理し、その構築、運用状況を取締役会に報告いたします。
- ④ 当社の監査委員会及び内部監査部門が行う内部統制に関する監査は、子会社を監査対象に含めて行うことで、内部統制システムの構築、運用状況を検証、評価いたします。
- ⑤ 当社内部通報システムは、子会社もその対象に含め、これを周知徹底し的確に運用することでその実効性を向上させます。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人の指名及び監査委員会の職務の補助に関する業務指示は監査委員会が行います。
- ② 監査委員会は補助使用人に対し直接指揮命令を行います。また補助使用人はその職務遂行の結果報告等を監査委員会に直接行うことで、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保を行います。
- ③ 補助使用人の人事考課、異動等の人事に関する事項の決定には、監査委員長の同意を得ています。

(9) 当社グループの取締役、執行役並びに使用人等が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査委員会に報告すべき事項を定めた規程を整備し、当社グループに周知徹底します。また監査委員会へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けない旨を明記し、報告者の保護並びに実効性の向上を図ります。
- ② 当社及び子会社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告される体制を構築いたします。

(10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会、内部監査部門、会計監査人が相互に連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を行います。
- ② 監査委員会は、取締役会及び代表執行役と適宜会合を持ち、監査委員会の職務執行が効率的に行われるための相互認識を深めます。
- ③ 監査委員の職務執行上必要な費用は、監査委員の決裁で使用、又は前払い等を可能といたします。

(11) 反社会的勢力との関係を排除するための体制

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、被害を未然に防止し、これらの勢力に対応するために、必要な規程、マニュアル等を整備すると共に、専門家による助言等を得ることで健全な会社運営に努めます。
- ② 反社会的勢力に適切に対応するため、社内で教育、予防訓練を行います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

各執行役は、取締役会規則等に定められた事項を自ら取締役会で報告しております。監査委員会は執行役の業務執行状況を監査し、定期的に取り締役に報告しております。また、常勤取締役は、業績検討会議、執行役会等の重要な会議に出席し、監督的視点から執行役の業務執行状況を把握及び必要に応じて助言等を行っております。

執行役を対象とした勉強会を計画的に開催し、役員の義務と責任及びコンプライアンス意識を高めております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る文書及びその取扱いを文書管理規程に定め、運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従いサステナビリティ委員会を開催し、リスクの調査分析とリスク対策の立案を行っております。また、国内外の諸問題に関しては対象事項を把握して随時対応を行っております。

当社製品の品質維持のため、定期的に品質マネジメントシステムのレビューを行っております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役には業務執行において大幅に権限委譲することで業務スピードを向上させ、執行機能の効率を確保しております。また、執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等を執行役規則及び決裁規程に定め遵守しております。

全執行役で構成する執行役会、業績検討会議を毎月開催し、業務執行に関する重要事項に関して、効率性、有効性、妥当性等の事前調査と確認を経て、各会議で議論し決定しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員のコンプライアンス意識向上と法令等違反の防止を目的にeラーニングシステムにより、インサイダー取引防止、個人情報保護、人権尊重、公正競争等のコンプライアンス教育を実施しております。また、イントラネット上に全従業員が守るべきコンプライアンスガイドを掲示して閲覧させています。また、新たに抽出した課題を翌期の経営計画に反映させる等、内部統制システムのレベル向上につなげております。

監査部による内部監査、個人情報保護監査、自主点検により、問題の早期発見に努めております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、業務プロセスごとに財務報告に係る内部統制システムを構築し、運用しております。更に全社的な観点からも規程類の整備等を通して内部統制の構築、運用を図っております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」に準拠し、内部統制システムが有効に整備され運用されているかについて評価を行い、会計監査人による監査を受けております。

(7) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は子会社の管理に関する規程を定め、当社の関係会社管理規程の遵守を各社の内部統制システム整備の基本方針に盛り込み、運用させております。

当社は子会社の管理を担当する執行役を定め、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性及び効率性の向上、経営リスクの管理を行っております。内部統制統括組織は、内部統制システムの運用状況を定期的に取り締役会へ報告しております。

当社の監査委員会及び内部監査部門が子会社の内部統制に関する監査も行っており、子会社の内部統制システムの構築、運用状況を検証、評価しております。

当社は子会社を含めた当社グループ内部通報システムを構築し、これを周知徹底して、適切に運用しております。また、公益通報者保護法改正に応じた運用を行っております。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する使用人の指名、業務指示は監査委員会が行い、使用人の評価は監査委員長の同意を得ております。

(9) 当社グループの取締役、執行役並びに使用人等が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告すべき事項を規程に定め、運用しております。また、報告した者が、それを理由に不利益な取扱いを受けない旨を明記し、報告者の保護と実効性の向上を図っております。

当社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告されております。

(10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

三様監査連絡会を四半期ごとに開催することにより連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を実施しております。また、代表執行役と監査委員会との意見交換会を開催し連携を強化しております。

監査委員会に必要な費用は確保し、適切に使用しております。

(11) 反社会的勢力との関係を排除するための体制

新規の取引開始前には、全て総務部門による反社チェックを義務付けて運用しております。

反社会的勢力に適切に対応するため、全従業員に定期的に社内教育を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する継続した利益還元を経営の重要な目的のひとつと考えております。剰余金の配当に関しましては、継続的な安定配当として配当性向30%程度を目安とし、当期業績及び将来の事業展開や財務体質の強化に必要な内部留保の充実を総合的に勘案し、適切に実施していく方針としてまいりました。

そして、安定的且つ継続的な事業収益の拡大と利益還元の両立を実現する姿勢をより明確にし、将来の配当水準の透明性をより一層高めるために、2025年3月期より累進配当を上記方針に追加することいたしました。この方針に基づき、配当を減配することなく維持または利益成長に応じて増加させる累進的な配当を実現してまいります。

なお、当社は年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会であります。

これらの方針のもと、当期の配当につきましては、1株につき28円（配当性向37.8%）とさせていただきます。

内部留保資金の使途につきましては、1日使い捨てコンタクトレンズを中心とした生産設備への投資、新製品開発強化及び賃上げによる人的資本の強化等の将来の成長に向けた投資費用等に活用していく予定であります。

また、自己株式の処分・活用につきましては、経営環境に合わせたより良い資本政策を勘案し、その時々において適切に判断してまいります。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告中の比率(%)は、データ全桁を使用して算出しております。そのため、本事業報告中の省略桁で表示された数字から算出したものと差異が生じる場合があります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第68期 (2025年3月31日現在)	第67期 (ご参考) (2024年3月31日現在)	科 目	第68期 (2025年3月31日現在)	第67期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	82,669	85,771	流動負債	26,492	50,053
現金及び預金	42,046	46,911	支払手形及び買掛金	6,419	6,181
受取手形及び売掛金	13,641	13,340	短期借入金	25	169
商品及び製品	15,709	13,571	1年内償還予定の社債	166	166
仕掛品	1,464	1,470	1年内償還予定の転換社債 型新株予約権付社債	—	22,971
原材料及び貯蔵品	4,045	3,761	1年内返済予定の長期借入金	978	1,633
その他	6,236	6,851	リース債務	2,064	1,275
貸倒引当金	△473	△135	未払金	7,381	7,338
固定資産	104,613	94,040	未払法人税等	1,918	1,265
有形固定資産	83,064	75,508	賞与引当金	2,107	2,076
建物及び構築物	42,697	18,626	ポイント引当金	32	24
機械装置及び運搬具	9,743	11,626	債務保証損失引当金	—	488
工具、器具及び備品	2,407	1,803	その他	5,398	6,460
土地	5,656	5,658	固定負債	74,635	47,953
リース資産	4,662	1,256	社債	46,167	36,333
使用权資産	3,660	3,762	長期借入金	19,213	4,251
建設仮勘定	14,190	32,727	リース債務	6,476	3,995
その他	46	46	長期未払金	433	1,194
無形固定資産	15,287	11,668	退職給付に係る負債	629	645
のれん	4,437	2,719	繰延税金負債	1,201	1,036
特許権	178	268	資産除去債務	110	259
その他	10,670	8,680	その他	402	237
投資その他の資産	6,261	6,863	負債合計	101,127	98,007
投資有価証券	822	720	純資産の部		
繰延税金資産	2,839	2,978	株主資本	76,645	73,250
その他	3,142	3,666	資本金	5,535	5,521
貸倒引当金	△542	△501	資本剰余金	7,558	7,309
			利益剰余金	64,479	60,763
			自己株式	△928	△344
			その他の包括利益累計額	8,591	6,096
			その他有価証券評価差額金	362	283
			為替換算調整勘定	8,229	5,812
			新株予約権	859	2,403
			非支配株主持分	57	55
			純資産合計	86,154	81,804
資産合計	187,282	179,812	負債・純資産合計	187,282	179,812

連結計算書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第68期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	第67期 (ご参考) (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上高	121,491	116,192
売上原価	56,411	55,181
売上総利益	65,080	61,010
販売費及び一般管理費	55,028	52,058
営業利益	10,051	8,951
営業外収益	573	404
受取利息	135	82
受取配当金	18	14
為替差益	47	—
助成金収入	88	39
その他	283	267
営業外費用	1,017	1,130
支払利息	706	571
社債発行費	45	101
持分法による投資損失	9	21
為替差損	—	217
その他	256	218
経常利益	9,607	8,225
特別利益	1,638	106
固定資産売却益	5	99
新株予約権戻入益	1,632	—
その他	—	6
特別損失	1,921	1,215
固定資産売却損	1	1
固定資産除却損	112	53
減損損失	1,296	148
事業構造再編費用	511	—
貸倒引当金繰入額	—	499
債務保証損失引当金繰入額	—	488
その他	—	24
税金等調整前当期純利益	9,323	7,115
法人税、住民税及び事業税	3,458	3,310
法人税等調整額	241	△736
当期純利益	5,624	4,541
非支配株主に帰属する当期純利益	2	2
親会社株主に帰属する当期純利益	5,621	4,538

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,521	7,309	60,763	△344	73,250
当期変動額					
新株の発行	13	13			27
剰余金の配当			△1,905		△1,905
親会社株主に 帰属する当期純利益			5,621		5,621
自己株式の取得				△1,140	△1,140
自己株式の処分		234		555	790
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	13	248	3,716	△584	3,395
当期末残高	5,535	7,558	64,479	△928	76,645

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	283	5,812	6,096	2,403	55	81,804
当期変動額						
新株の発行						27
剰余金の配当						△1,905
親会社株主に 帰属する当期純利益						5,621
自己株式の取得						△1,140
自己株式の処分						790
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	79	2,416	2,495	△1,543	2	954
当期変動額合計	79	2,416	2,495	△1,543	2	4,349
当期末残高	362	8,229	8,591	859	57	86,154

連結計算書類

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 38社

主要な連結子会社の名称

株式会社ダブリュ・アイ・システム、株式会社メニコンネクト、株式会社アルファコーポレーション、株式会社エーアイピー、株式会社ハマノコンタクト、板橋貿易株式会社、Menicon America, Inc.、Menicon SAS、Menicon Singapore Pte. Ltd.、Menicon B.V.、Menicon GmbH、Menicon Ltd、SOLEKO S.p.A.、Les Laboratoires Dencott SAS、Menicon SC GmbH、大連板橋医療器械有限公司、阿迦発（無錫）医療科技有限公司、Menicon Malaysia Sdn. Bhd.、Oculus Visioncare (S) Pte. Ltd.、Oculus (M) Sdn. Bhd.、PT Oculus Indonesia

当連結会計年度において、Oculus Visioncare (S) Pte. Ltd.、Oculus (M) Sdn. Bhd.及びPT Oculus Indonesiaを新たに子会社化したため、連結の範囲に含めております。

また、当社の連結子会社であった富士コンタクト株式会社は、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。上海開眼商貿有限公司は、当連結会計年度において清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称

Troy (CL) Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に関していずれも少額であることから、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

Myopia Specialist Centre Pte. Ltd.

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Troy (CL) Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても

連結計算書類

重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

主として総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料

主として移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

連結計算書類

無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8～15年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度において、顧客に付与したポイントのうち、専ら販売促進の性格を有する部分については、将来の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建予定取引、借入金の利息

連結計算書類

3) ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として10年以内の均等償却をしておりますが、金額が僅少な場合は、発生時の損益として処理しております。

⑧ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

具体的な収益認識の基準は収益認識に関する注記に記載しております。

2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

（「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日。）を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

表示方法の変更はありません。

連結計算書類

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
のれん	4,437

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの金額は、売上成長率等の一定の仮定をおいて策定された被取得企業の事業計画に基づき算定された将来キャッシュ・フローにより回収可能性を判断しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんのコ額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	△473

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。このうち、当社連結子会社である株式会社メニコンビジネスアシストは貸金業を行っており、取引先に対する貸付金等を有しており、債権の回収可能性を勘案して貸倒引当金を算出しております。

貸付金等の回収が長期にわたることが見込まれる場合、取引先の直近の決算書に基づく財政状態、損益状況、事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等を勘案して債権の回収可能性を検討し、貸倒引当金を見積っております。

外部環境及び経営状況の変化や事業計画の進捗が見積りと乖離する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結計算書類

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額50,962百万円
- (2) 担保資産
代理店契約の取引保証として次の資産を差し入れております。
現金及び預金13百万円
- (3) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。
受取手形60百万円
売掛金13,467百万円
- (4) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高758百万円
- (5) 保証債務
下記の会社のリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
医療法人五一六五257百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	76,634,388	11,500	－	76,645,888

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加11,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	1,905	25.00	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 2024年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

連結計算書類

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,146	28.00	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 2025年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

- (3) 当期末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
 ストック・オプションとしての新株予約権 普通株式 394,000株
 ※新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、一時的な余資は短期運用を中心に中長期運用を組み合わせた安全性の高い金融資産で運用しております。

資金調達については主にコンタクトレンズの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に社債発行及び銀行借入）を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

連結計算書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください。）。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
① 投資有価証券			
其他有価証券	744	744	—
② 社債	(46,333)	(44,814)	1,519
③ 長期借入金	(20,191)	(19,822)	369
④ 長期未払金	(423)	(415)	8
⑤ デリバティブ取引	—	—	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
関係会社株式	0
其他有価証券	68
出資金	8
役員退職慰労金	9

これらについては、「①投資有価証券」及び「④長期未払金」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

連結計算書類

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	744	—	—	744
資産計	744	—	—	744
該当事項はありません				
負債計				

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2（＊１）	レベル 3	合計
該当事項はありません				
資産計				
社債	—	(44,814)	—	(44,814)
長期借入金	—	(19,822)	—	(19,822)
長期未払金	—	(415)	—	(415)
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	(65,052)	—	(65,052)

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

連結計算書類

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

これらの時価は、将来支払額を残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,122円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	74円03銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	ビジョンケア事業	計		
メルスプラン	49,783	49,783	—	49,783
コンタクトレンズ及び ケア用品の製造販売	54,825	54,825	—	54,825
その他	7,718	7,718	8,995	16,713
顧客との契約から生じる収益	112,327	112,327	8,995	121,323
その他の収益	—	—	168	168
外部顧客への売上高	112,327	112,327	9,163	121,491

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ヘルスケア・ライフケア事業を含んでおります。

当社グループは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としている構成単位である、ビジョンケア事業とその他の事業で売上収益を計上しています。

(2) 契約、履行義務、履行義務の充足時点に関する情報

・ビジョンケア事業

① メルスプラン

当社グループにおいて顧客であるコンタクトレンズユーザーに提供しているメルスプランでは、コンタクトレンズリニューアルサービス、コンタクトレンズ破損、汚損等の保証サービス等、一定期間内に使用すると想定される数量相当の定期交換型コンタクトレンズの提供を行っています。これらのサービスは、顧客の要望に応じてサービスを提供することで顧客より対価を得ています。これらのサービスは顧客の要望に応じていつでもサービスを提供する体制を整えることを履行義務と認識しており、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、月会費を毎月収益として認識しています。

メルスプランに新規加入した顧客からは、加入時に2ヵ月分の会費を受領しているため、サービスを未だ提供していない月の会費については、契約負債として認識しています。

当社グループでは、メルスプランの会員に対し、コンタクトレンズのケア用品を提供する「ケアプラスコース特約」を設定しています。この特約はケア用品を定期的に送付するサービスであるため、顧客にケア用品を提供することを履行義務と認識しています。そのため、ケア用品が顧客であるメルスプラン会員に引き渡された時点で履行義務が充足されますが、収益認識適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、本特約の契約額を収益として認識しています。

メルスプランでは、入会時に会員登録及び事務手続等の対価として入会金を受け取っています。入会手续が完了した時点で履行義務が充足されるため、その時点で受領した入会金を収益として認識しています。

② コンタクトレンズの製造販売

顧客であるコンタクトレンズ販売店に対して、コンタクトレンズを提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してコンタクトレンズを提供することを履行義務と認識しており、コンタクトレンズが顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されますが、収益認識適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、取引の契約額を収益として認識しています。

海外向けの販売においては、貿易条件に従い、法的所有権及び所有にかかるリスクと経済価値が移転する時点で履行義務が充足されると判断して、取引の契約額を収益として認識しています。

また、当社グループ店舗等においてはコンタクトレンズユーザーに対して、コンタクトレンズを提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してコンタクトレンズを提供することを履行義務と認識しており、コンタクトレンズが顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されるため、当該時点において取引の契約額を収益として認識しています。

③ ケア用品の製造販売

顧客であるコンタクトレンズ販売店や卸企業に対して、コンタクトレンズのケア用品やコンタクトレンズ関連商品（これらを「ケア用品等」といいます）を提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してケア用品等を提供することを履行義務と認識しており、ケア用品等が顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されますが、収益認識適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、取引の契約額を収益として認識しています。

また、当社グループ店舗等においては顧客であるコンタクトレンズユーザーに対して、ケア用品等を提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してケア用品等を提供することを履行義務と認識しており、ケア用品等が顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されるため、当該時点において取引の契約額を収益として認識しています。

(3) 取引価格の算定に関する情報

(保証返品に関する収益認識)

コンタクトレンズの製造販売事業では、コンタクトレンズの保証期間内に新しいコンタクトレンズと交換する取引が含まれているため、当該交換について交換率を見積り、当初認識する収益から減額しています。

(販売奨励金等に関する収益認識)

当社グループが財又はサービスの移転と交換に受け取る対価には、販売奨励金等の変動対価、顧客に交付する金券類が含まれています。

具体的には、コンタクトレンズ及びケア用品の製造販売では、コンタクトレンズ販売店や卸企業に対して、リベートや販売奨励金の名目で金銭を交付又は対価の受取額を減額しています。コンタクトレンズユーザーに対しては、コンタクトレンズ購入の特典として金券類を交付又は対価の受取額を減額しています。これらの変動対価は、過去の傾向や履行義務の充足時点における状況に基づいて見積もっており、直近の実績に基づき定期的に見直しをしております。

さらに、当社ではポイント制度を運営しており、様々なキャンペーンを通じて消費者にポイントを付与しています。当該ポイントについては、付与したポイントの将来における利用額を見積み、ポイントを付与した取引の取引金額を、当該取引の独立販売価格と付与したポイントの将来における利用額の割合に応じて配分しています。将来における利用額に配分した取引金額は、当該ポイントが利用された時点又は利用期限が経過した時点で収益として認識しています。

(代理人取引に関する収益認識)

一部の子会社において、コンタクトレンズ及びケア用品の販売事業に、商品の仕入先から顧客に商品を直送する取引が含まれています。当該取引については、商品の在庫リスクを有しておらず、顧客に商品を引き渡す以前に当該商品に対する支配を有していません。従って、当該商品を顧客に直送することを手配することを履行義務と認識し、顧客に当該商品が引き渡された時点で、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額をもって収益を認識しています。

連結計算書類

(4) 重要な支払条件に関する情報

・ビジョンケア事業

① メルスプラン

会費は毎月収益として認識しています。なお、新規入会時は、2ヵ月分の会費を受け取っています。

ケアプラスコース特約は、ケア用品の提供後、6ヵ月間の分割払いにより対価の支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、入会金はサービス提供と同時に対価の支払いを受けております。

② コンタクトレンズの製造販売

コンタクトレンズ販売店に対する販売は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループ店舗等におけるコンタクトレンズユーザーに対する販売は、商品の引き渡しと同時に対価の支払いを受けております。

③ ケア用品の製造販売

コンタクトレンズ販売店や卸企業に対する販売は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループ店舗等におけるケア用品等の販売は、商品の引き渡しと同時に対価の支払いを受けております。

(5) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高等

当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,305
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	13,528
契約負債（期首残高）	575
契約負債（期末残高）	758

契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。

連結計算書類

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2024年6月より「従業員持株会支援信託ESOP」(2021年9月に導入した「株式給付信託(従業員持株会処分型)」と同様の従業員インセンティブ・プランであり、以下、「本制度」といいます。)を再導入しております。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるESOP(Employee Stock Ownership Plan)及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加的な負担はありません。

なお、2021年9月より導入したインセンティブ・プラン「株式給付信託(従業員持株会処分型)」は、2024年4月末をもって、株式数の全部交付が終了いたしました。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度20百万円、4千株、当連結会計年度928百万円、713千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度527百万円、当連結会計年度938百万円

※ 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第68期 (2025年3月31日現在)	第67期（ご参考） (2024年3月31日現在)	科 目	第68期 (2025年3月31日現在)	第67期（ご参考） (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	37,263	40,762	流動負債	24,827	44,315
現金及び預金	13,507	18,624	支払手形	1,565	1,410
受取手形	45	63	買掛金	3,638	2,944
売掛金	8,846	8,663	短期借入金	8,100	6,500
商品	4,060	3,083	1年内償還予定の社債	166	166
製品	6,204	5,504	1年内償還予定の転換社債	—	22,971
原材料	186	135	型新株予約権付社債	—	—
仕掛品	1,154	992	1年内返済予定の長期借入金	957	1,609
貯蔵品	943	909	未払金	4,679	3,987
その他	2,362	2,819	未払費用	605	555
貸倒引当金	△46	△34	未払法人税等	1,096	164
固定資産	118,803	106,534	未払消費税等	285	442
有形固定資産	29,188	27,735	契約負債	188	158
建物	13,266	11,542	返金負債	613	724
構築物	368	381	預り金	77	156
機械及び装置	2,317	4,749	賞与引当金	1,159	1,011
車両運搬具	0	0	ポイント引当金	32	24
工具、器具及び備品	654	620	債務保証損失引当金	—	488
土地	4,829	4,829	リース債務	976	340
リース資産	4,653	1,245	設備関係支払手形	585	475
建設仮勘定	3,099	4,365	その他	100	181
無形固定資産	4,344	3,466	固定負債	68,806	41,793
のれん	25	37	社債	46,167	36,333
特許権	0	0	長期借入金	19,191	4,210
ソフトウェア	3,940	3,108	長期未払金	—	477
その他	377	320	長期預り保証金	11	11
投資その他の資産	85,270	75,332	リース債務	3,234	544
投資有価証券	700	580	資産除去債務	66	215
関係会社株式	64,973	62,827	長期前受収益	122	—
出資金	3	3	その他	14	—
長期貸付金	17,190	9,892	負債合計	93,634	86,109
長期前払費用	407	317	純資産の部		
差入保証金	786	656	株主資本	61,242	58,538
繰延税金資産	977	837	資本金	5,535	5,521
その他	232	218	資本剰余金	7,595	7,346
貸倒引当金	△0	△0	資本準備金	4,709	4,695
			その他資本剰余金	2,885	2,650
			利益剰余金	49,039	46,015
			利益準備金	246	246
			その他利益剰余金	48,792	45,768
			圧縮積立金	—	2
			別途積立金	24,733	24,733
			繰越利益剰余金	24,059	21,031
			自己株式	△928	△344
			評価・換算差額等	330	245
			その他有価証券評価差額金	330	245
			新株予約権	859	2,403
			純資産合計	62,432	61,187
資産合計	156,067	147,296	負債・純資産合計	156,067	147,296

計算書類

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第68期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	第67期（ご参考） (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上高	71,045	66,525
売上原価	37,545	36,658
売上総利益	33,500	29,867
販売費及び一般管理費	29,630	28,348
営業利益	3,869	1,519
営業外収益	1,394	1,173
受取利息	180	92
受取配当金	944	697
受取賃貸料	31	23
為替差益	26	84
事務受託収入	99	119
その他	112	155
営業外費用	932	671
支払利息	572	429
金融支払手数料	15	16
賃貸収入原価	12	8
社債発行費	45	101
事務受託原価	61	68
その他	225	46
経常利益	4,331	2,020
特別利益	1,848	97
固定資産売却益	16	97
新株予約権戻入益	1,632	—
抱合せ株式消滅差益	199	—
特別損失	171	713
固定資産売却損	1	—
固定資産除却損	48	24
事業構造再編費用	122	—
債務保証損失引当金繰入額	—	488
関係会社株式評価損	—	200
投資有価証券評価損	—	0
税引前当期純利益	6,007	1,404
法人税、住民税及び事業税	1,252	483
法人税等調整額	△175	△165
当期純利益	4,930	1,087

計算書類

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	5,521	4,695	2,650	7,346	246	2	24,733
当期変動額							
新株の発行	13	13		13			
剰余金の配当							
圧縮積立金の取崩し						△2	
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			234	234			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	13	13	234	248	－	△2	－
当期末残高	5,535	4,709	2,885	7,595	246	－	24,733

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当期首残高	21,031	46,015	△344	58,538	245	245	2,403	61,187
当期変動額								
新株の発行				27				27
剰余金の配当	△1,905	△1,905		△1,905				△1,905
圧縮積立金の取崩し	2	－		－				－
当期純利益	4,930	4,930		4,930				4,930
自己株式の取得			△1,140	△1,140				△1,140
自己株式の処分			555	790				790
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					84	84	△1,543	△1,458
当期変動額合計	3,027	3,024	△584	2,703	84	84	△1,543	1,245
当期末残高	24,059	49,039	△928	61,242	330	330	859	62,432

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

計算書類

長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度において、顧客に付与したポイントのうち、専ら販売促進の性格を有する部分については、将来の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建予定取引、借入金の利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

具体的な収益認識の基準は収益認識に関する注記に記載しております。

計算書類

2. 会計方針の変更

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日。)を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額		(百万円)
	当事業年度	
関係会社株式		64,973

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。

関係会社の事業計画は、各社が属する市場環境等について一定の仮定をおいて策定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,868百万円

(2) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。	
Menicon Singapore Pte.Ltd.	740百万円
Menicon Malaysia Sdn. Bhd.	1,302百万円
計	2,042百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権は2,247百万円、長期金銭債権は17,190百万円であります。また、短期金銭債務は11,046百万円であります。

計算書類

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	4,553百万円
売上原価	14,892百万円
販売費及び一般管理費	1,374百万円
営業取引以外の取引高	1,898百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末の自己株式の種類及び数

普通株式	714,024株
------	----------

(注) 自己株式数には、「従業員持株会支援信託ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式 713,900株が含まれております。

計算書類

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産	
賞与引当金	345
未払法定福利費	55
貸倒引当金	14
棚卸資産評価損	14
未払事業税	94
一括償却資産超過額	45
前払費用	103
契約負債	57
返金負債	171
未払金	146
投資有価証券評価損	135
関係会社株式評価損	935
減損損失	76
資産除去債務	20
差入保証金償却額	33
減価償却超過額	10
株式報酬費用	292
その他	859
小計	3,412
評価性引当額	△2,284
合計	1,128
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△137
有形固定資産	△13
合計	△150
繰延税金資産の純額	977

8. リースにより使用する固定資産に関する注記（貸借対照表に計上したものを除く）

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Menicon Singapore Pte. Ltd.	シンガ ポール	7,766 百万円	製造業	所有 直接 100	役員の 兼任 1名	当社製品 の製造	商品の購入 (注1)	5,374	買掛金	845
								資金の回収 (注2)	300	長期 貸付金	2,200
								債務保証 (注3)	740	—	—
子会社	(株)メニコン ネット	名古屋市 西区	80 百万円	製造業	所有 直接 100	役員の 兼任 1名	当社製品 の製造	商品の購入 (注1)	5,255	買掛金	819
								資金の貸付 (注2)	1,800	長期 貸付金	5,982
								資金の回収 (注2)	682		
子会社	(株)エー アイピー	福岡市 西区	10 百万円	小売業	所有 直接 98.7	役員の 兼任 1名	当社製品 の販売	資金の借入 (注4)	500	短期 借入金	3,500
子会社	(株)メニコン ビジネス アシスト	名古屋市 中区	95 百万円	派遣業	所有 直接 100	役員の 兼任 1名	派遣社員 の受け入れ	資金の貸付 (注2)	470	短期貸付金	150
								資金の回収 (注2)	102	長期貸付金	1,817
子会社	Menicon Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	890,109 千マレーシア リングギット	製造業	所有 直接 100	役員の 兼任 2名	当社製品 の製造準備	資金の貸付 (注2)	6,200	長期貸付金	7,190
								債務保証 (注5)	1,302	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品の購入については提示された価格に基づき、毎期価格交渉のうえ、第三者との取引と同様の条件で取引を行っております。

(注2) 資金の貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) Menicon Singapore Pte. Ltd.のリース会社との契約等について、債務保証を行っており、両者協議の上決定した保証料を受け取っております。

(注4) 資金の借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注5) Menicon Malaysia Sdn. Bhd. の工場建屋及び製造設備の購入等の契約について、債務保証を行っており、両者協議の上決定した保証料を受け取っております。

計算書類

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	810円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	64円92銭

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、連結子会社2社から剰余金の配当金を受領することを予定しております。これにより、2026年3月期において受取配当金を営業外収益に計上致します。

会社名	配当金 (百万円)	連結子会社の 取締役会決議日	受領予定日
株式会社アルファコーポレーション	577	2025年5月16日	2025年6月中
板橋貿易株式会社	3,000	2025年5月20日	2025年6月中及び12月中
計	3,577		

12. 収益認識に関する注記

連結注記表「10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表「11. その他の注記（追加情報）（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

※ 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 メ ニ コ ン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 正 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メニコンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 メニコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 正明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メニコンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
- 監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに内部監査部門及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社メニコン	監査委員会
監査委員	森 山 久 ㊟
監査委員	滝 野 喜 之 ㊟
監査委員	堀 西 良 美 ㊟
監査委員	渡 辺 眞 吾 ㊟
監査委員	柳 川 勝 彦 ㊟
監査委員	竹 花 一 成 ㊟
監査委員	寺 崎 浩 子 ㊟

(注1) 監査委員堀西良美、渡辺眞吾、柳川勝彦、竹花一成及び寺崎浩子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

(注2) 監査委員堀西良美の戸籍上の氏名は雄山良美であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 株式会社メニコン Menicon Theater Aoi Bldg. 内 メニコン シアターAoi
名古屋市中区葵三丁目21番19号 TEL (052) 935-1515



※ メインエントランスは広小路通沿いとなります。

- 交通のご案内
- タクシー 名古屋駅より約15分
 - 地下鉄 名古屋駅 → 東山線千種(ちくさ)駅下車 → ⑤番出口より徒歩約4分
 - J R 名古屋駅 → 桜通線車道(くるまみち)駅下車 → ④番出口より徒歩約7分
 - J R 名古屋駅 → 中央線千種(ちくさ)駅下車 → 徒歩約6分

※駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
 ※当社は全社を挙げての禁煙活動に取り組んでおります。当日は会場周辺に喫煙場所がございません。
 是非共、この禁煙活動にご理解を賜り、禁煙にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。
 ※株主総会ご出席の株主様へのお土産は実施しておりません。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

